

# 那 霸 市 公 報

第 1 8 3 4 号 その 2  
 毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行  
 発 行 所  
 那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号  
 那 霸 市 総 務 部 総 務 課

## 目 次

### ◇規 則◇

○那霸市個人情報の保護に関する法律施行細則（法制契約課）…………… 254

○那霸市情報公開・個人情報保護審査会規則（法制契約課）…………… 260

○那霸市組織機構等の改正に伴う関係規則の整備に関する規則（企画調整課）…  
 …………… 263

○那霸市予算決算規則の一部を改正する規則（財政課）…………… 269

○那霸市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規  
 則（人事課）…………… 274

○那霸市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）…… 277

○那霸市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の  
 一部を改正する規則（人事課）…………… 291

○那霸市情報公開・個人情報保護運営審議会規則の一部を改正する規則（法制契約  
 課）…………… 295

○那霸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則（国民健康保険課）…  
 …………… 298

○那霸市公共事業評価監視委員会規則の一部を改正する規則（都市計画課）……  
 …………… 300

○那霸市地方独立行政法人法の施行に関する規則の一部を改正する規則（保健総務  
 課）…………… 302

○那霸市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則（法制契約課）…………… 308

○那霸市契約規則の一部を改正する規則（法制契約課）…………… 316

○那霸市個人番号の利用等に関する規則の一部を改正する規則（法制契約課）…  
 …………… 318

○那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
(人事課) …………… 321

◇訓 令◇

○個人情報保護に関する法律の一部改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令 (法制契約課) …………… 324

○那覇市緑化推進本部規程等の一部を改正する訓令 (企画調整課・共同訓令) ……  
…………… 329

○那覇市事務決裁規程の一部を改正する訓令 (企画調整課) …………… 332

○特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令 (人事課) …………… 335

○那覇市文書取扱規程の一部を改正する訓令 (総務課) …………… 339

○那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する訓令  
(法制契約課) …………… 341

◇告 示◇

○市道路線の区域決定及び供用開始に関する告示 (道路管理課) …………… 344

○あらたに生じた土地の確認について (技術総務課) …………… 346

○町の区域の変更について (技術総務課) …………… 348

○あらたに生じた土地の確認について (技術総務課) …………… 349

○町の区域の変更について (技術総務課) …………… 351

○固定資産の価格等の登録について (資産税課) …………… 352

○那覇市母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金回収事務の私人への委託について (子育て応援課) …………… 353

○那覇市保育所保育料等の収入事務委託について (こどもみらい課) …………… 354

○那覇市営住宅使用料等徴収業務委託について (市営住宅課) …………… 355

○那覇市営住宅使用料等集金代行業務委託について (市営住宅課) …………… 356

○那覇市伝統工芸館体験教室受講料、特別展示室入館料、会議室及びギャラリー使用料の収納事務委託について (商工農水課) …………… 357

○那覇市生活困窮者支援会議設置要綱の制定について (保護管理課) …………… 358

○市町村事務の委託について (ちゃーがんじゅう課) …………… 361

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について (保護管理課) …………… 362

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について (保護管理課) …………… 363

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について (保護管理課) …………… 364

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について (保護管理課) …………… 365

◇ 公 告 ◇

○那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について (道路建設課) …………… 366

○那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について (道路建設課) …………… 367

**規 則**

那霸市規則第10号  
令和5年3月31日  
公 布 済

那霸市個人情報の保護に関する法律施行細則をここに公布する。

那霸市長 知念 覚

## 那覇市個人情報の保護に関する法律施行細則

## (趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。第5条第1項並びに第11条第2項及び第3項において「政令」という。)、個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号)及び那覇市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年那覇市条例第5号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (目的外利用の手続)

第2条 那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)第2条第2項の課長及び出納室長(以下この条において「課長等」という。)は、法第69条第2項の規定により利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用しようとするときは、当該保有個人情報を保有する課長等に保有個人情報目的外利用依頼書を提出し、その承認を得なければならない。

2 課長等は、前項の規定による提出を受けたときは、速やかに、保有個人情報目的外利用(承認・不承認)通知書により回答するものとする。

## (外部提供の手続)

第3条 法第69条第2項の規定による保有個人情報の提供を受けようとするものは、市長に保有個人情報提供依頼書を提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による提出を受けたときは、速やかに、保有個人情報提供(承認・不承認)通知書により回答するものとする。

## (目的外利用等の届出)

第4条 条例第3条の規定による届出は、保有個人情報(目的外利用・提供)届出書によるものとする。

## (帳簿の作成等)

第5条 市長は、法第74条第2項第9号に掲げる本人の数が政令第20条第2項で定める数に満たない個人情報ファイルを保有するに至ったときは、直ちに、条例個人情報ファイル簿(条例第4条第1項の規定により作成する帳簿をいう。以下この条において同じ。)を作成しなければならない。

- 2 条例第4条第1項第10号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 法第60条第2項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別
  - (2) 法第60条第2項第1号に係る個人情報ファイルについて、法第75条第2項第3号に掲げる個人情報ファイルがあるときは、その旨
- 3 市長は、条例個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該条例個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 4 市長は、条例個人情報ファイル簿に記載した個人情報ファイルの保有をやめたときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。
- 5 条例個人情報ファイル簿及び法第75条第1項の規定により作成する帳簿は、那覇市個人情報ファイル簿によるものとする。

(那覇市個人情報ファイル簿の公表)
- 第6条 市長は、那覇市個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

(期限の延長に係る通知)
- 第7条 条例第6条第2項の規定による通知は、保有個人情報(開示・訂正・利用停止)決定期間延長通知書によるものとする。

(期限の延長の特例に係る通知)
- 第8条 条例第7条の規定による通知は、保有個人情報(開示・訂正・利用停止)決定期間特例延長通知書によるものとする。

(開示の方法)
- 第9条 法第87条第1項の保有個人情報の開示は、市長が指定する日時及び場所において行うものとする。
- 2 前項に規定する開示は、那覇市情報公開条例施行規則(平成26年那覇市規則第12号)第9条第1項、第2項及び第4項から第6項までの規定を準用する。この場合において、同条第1項第1号中「条例第16条第3項」とあるのは、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第87条第1項ただし書」とする。

(条例第9条第2項の規則で定める方法)

第10条 条例第9条第2項の規則で定める方法については、那覇市情報公開条例施行規則第9条第3項から第6項までの規定を準用する。この場合において、同条第3項中「条例第16条第2項」とあるのは、「那覇市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年那覇市条例第5号)第9条第2項」とする。

(費用の納付)

第11条 条例第9条第2項に規定する写しの交付に要する費用は、別表第1により算定した額とする。

2 政令第28条第4項前段に規定する送付に要する費用は、送料の実費に相当する額とし、保有個人情報が記録された公文書の写し等の送付を受ける前に納付するものとする。

3 政令第28条第4項後段の規則で定める方法は、納付書による方法とする。ただし、納付書によることができない場合は、市長が認める方法によるものとする。

(審査会への諮問の方法)

第12条 条例第11条第1項の諮問は、同条第2項の事件記録の写しのほか、次に掲げる資料を添付して行うものとする。

- (1) 法第77条第1項、法第91条第1項又は法第99条第1項に規定する書面の写し
- (2) 法第82条第1項若しくは第2項、法第93条第1項若しくは第2項又は法第101条第1項若しくは第2項の規定により通知した書面の写し
- (3) 法第86条第3項後段の規定により通知した書面の写し
- (4) その他調査審議の参考となる資料

(運用状況の公表)

第13条 市長は、条例第13条の規定による運用状況の公表について、毎年6月末日までに、前年度における、開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止の請求の件数、審査請求の件数その他必要な事項について、公告するものとする。

(様式)

第14条 別表第2に掲げる文書の様式は、市長が定める。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。  
(那覇市個人情報保護条例施行規則の廃止)
- 2 那覇市個人情報保護条例施行規則(平成3年那覇市規則第34号)は、廃止する。

別表第1(第11条関係)

種別	交付する方法			金額
文書及び図画	複写機により複写する方法	用紙1面につき	白黒(A3判以下)	10円
			カラー(A3判)	80円
			カラー(A3判未満)	50円
	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をCD-R等の光ディスクに複写する方法	光ディスク1枚につき		100円
	マイクロフィルムをA3判以下の用紙に印刷する方法	用紙1面につき		10円
その他の方法				実費相当額
電磁的記録	用紙に出力する方法	用紙1面につき	白黒(A3判以下)	10円
			カラー(A3判)	80円
			カラー(A3判未満)	50円
	CD-R等の光ディスクに複写する方法	光ディスク1枚につき		100円
	その他の方法			

別表第2(第14条関係)

文書名	関係規定
保有個人情報目的外利用依頼書	第2条第1項
保有個人情報目的外利用(承認・不承認)通知書	第2条第2項
保有個人情報提供依頼書	第3条第1項
保有個人情報提供(承認・不承認)通知書	第3条第2項



保有個人情報(目的外利用・提供)届出書	第4条
那覇市個人情報ファイル簿	第5条第5項及 び第6条
保有個人情報(開示・訂正・利用停止)決定期間延長通知書	第7条
保有個人情報(開示・訂正・利用停止)決定期限特例延長通知書	第8条

那覇市規則第11号  
令和5年3月31日  
公 布 済

那覇市情報公開・個人情報保護審査会規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

## 那覇市情報公開・個人情報保護審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市情報公開・個人情報保護審査会条例(令和5年那覇市条例第6号)第10条の規定に基づき、那覇市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。  
(調査審議の手続の併合又は分離)

第2条 審査会は、必要があると認める場合には、数個の事件に係る調査審議の手続を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手続を分離することができる。

2 審査会は、前項の規定により、事件に係る調査審議の手続を併合し、又は分離したときは、諮問実施機関、審査請求人及び行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)第13条第4項に規定する参加人にその旨を通知しなければならない。

(意見の陳述等の申立て)

第3条 法第81条第3項において準用する法第75条第1項本文に規定する意見の陳述及び同条第2項に規定する補佐人の同伴の許可に係る申立ては、口頭意見陳述等申立書により行うものとする。

(主張書面等の閲覧又は交付の求め)

第4条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による閲覧又は交付の求めは、主張書面等閲覧等請求書により行うものとする。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、総務部法制契約課において処理する。

(様式)

第6条 この規則の施行に関し必要な文書の様式は、市長が定める。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(那覇市情報公開・個人情報保護審査会規則の廃止)

- 2 那覇市情報公開・個人情報保護審査会規則(平成12年那覇市規則第8号)は、廃止する。

那覇市規則第12号  
令和5年3月31日  
公 布 済

那覇市組織機構等の改正に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市組織機構等の改正に伴う関係規則の整備に関する規則

(那覇市会計規則の一部改正)

第1条 那覇市会計規則(1971年那覇市規則第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

[改正前 別記]

別表(第13条、第15条、第17条関係)

(1) [略]

(2) 収納出納員及び収納取扱員

設置箇所	収納出納員	収納取扱員	委任事務
[略]		[略]	
都市みらい部	[略]		
	花とみどり課	[略]	
	[略]		
[略]			

[改正後 別記]

別表(第13条、第15条、第17条関係)

(1) [略]

(2) 収納出納員及び収納取扱員

設置箇所	収納出納員	収納取扱員	委任事務
[略]		[略]	
都市みらい部	[略]		
	公園建設課	[略]	
	[略]		
[略]			

(那覇市事務分掌規則の一部改正)

第2条 那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(総務部における課の分掌事務)	(総務部における課の分掌事務)
第5条 [略]	第5条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 平和交流・男女参画課の分掌事務は、次のとおりとする。	3 [略]

<p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>鏡水ふれあい会館及びともかぜ振興会館</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(5)～(10) [略]</p> <p>4～7 [略]</p> <p>(企画財務部における課の分掌事務)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 納税課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>市税</u>(国民健康保険税にあっては、滞納に係るもの等で市長が定めるものに限る。)の徴収に関する<u>こと</u>。</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>5～6 [略]</p> <p>(経済観光部における課の分掌事務)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 なはまち振興課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>那覇市第一牧志公設市場の建替え</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>3 [略]</p> <p>(こどもみらい部における課の分掌事務)</p> <p>第12条 こども政策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 認定こども園、保育所及び地域型保育事業の認可等に関する<u>こと</u>。</p> <p>(4)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>児童館及び児童遊園</u>に関する<u>こと</u>。</p>	<p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>鏡水ふれあい会館、ともかぜ振興会館及び字大嶺自治会館</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(5)～(10) [略]</p> <p>4～7 [略]</p> <p>(企画財務部における課の分掌事務)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>市税等</u>(国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料にあっては、滞納に係るもの等で市長が定めるものに限る。)の徴収に関する<u>こと</u>。</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>5～6 [略]</p> <p>(経済観光部における課の分掌事務)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(こどもみらい部における課の分掌事務)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 認定こども園、保育所及び地域型保育事業の認可等及び<u>施設の整備</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(4)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>那覇市立の認定こども園、児童館その他のこどもみらい部において所管する施設等で市長が定めるものに係る整備、大規模の修繕、耐震改修その他の市長が定める事務</u>に関する<u>こと</u>。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>(7) <u>那覇市緑ヶ丘公園集会所に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>こども教育保育課の分掌事務は、次のと</u> <u>おりとする。</u></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>那覇市立の認定こども園の総括及</u> <u>び管理に関すること。</u></p> <p>(3)～(4) [略]</p> <p>4 [略] (都市みらい部における課の分掌事務) 第13条 [略] 2～3 [略]</p> <p>4 <u>花とみどり課の分掌事務は、次のとお</u> <u>りとする。</u></p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>5 [略] [別表 別記]</p>	<p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>那覇市立の認定こども園の総括及</u> <u>び管理に関すること(他課の所管に属</u> <u>するものを除く。)</u>。</p> <p>(3)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>児童館及び児童遊園に関すること</u> <u>(他課の所管に属するものを除く。)</u>。</p> <p>(6) <u>那覇市緑ヶ丘公園集会所に関する</u> <u>こと(他課の所管に属するものを除</u> <u>く。)</u>。</p> <p>4 [略] (都市みらい部における課の分掌事務) 第13条 [略] 2～3 [略]</p> <p>4 <u>公園建設課の分掌事務は、次のとお</u> <u>りとする。</u></p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>5 [略] [別表 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p>	

[改正前 別記]

別表(第1条関係)

部	所	課	室
[略]			
経済観光部		[略]	
		なはまち振興課	第一牧志公設市場建設室
		[略]	
[略]			
こどもみらい部		こども政策課	
		[略]	



都市みらい部	[略]	
	花とみどり課	
	[略]	
まちなみ共創部	[略]	
	建築工事課	新真和志複合施設建設準備室
	[略]	

[改正後 別記]

別表(第1条関係)

部	所	課	室
[略]			
経済観光部	[略]		
	なはまち振興課		
	[略]		
[略]			
子どもみらい部		子ども政策課	子ども家庭センター設置準備室
		[略]	
都市みらい部	[略]		
	公園建設課		
	[略]		
まちなみ共創部	[略]		
	建築工事課		新真和志複合施設建設室
	[略]		

(那覇市後期高齢者医療に関する規則の一部改正)

第3条 那覇市後期高齢者医療に関する規則(平成24年那覇市規則第49号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(徴収職員)</p> <p>第2条 市長は、保険料その他法の規定による徴収金を徴収する事務(地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による徴税吏員の事務に相当する事務をいう。)の権限を次に掲げる者(以下「徴収職員」という。)に委任する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(徴収職員)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 納税課に所属する職員(市長が定める職員に限る。)</u></p> <p>2 [略]</p>
備考 前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

那覇市規則第13号  
令和5年3月31日  
公 布 済

那覇市予算決算規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

## 那覇市予算決算規則の一部を改正する規則

那覇市予算決算規則(1971年那覇市規則第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(予算見積書作成上の留意事項)</p> <p>第6条 予算の見積りは、次の各号に定める額によって行い、その算定の基礎及び方法を明記しなければならない。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 物品については、<u>管財課長</u>が作成する最近の<u>物品単価表</u>による単価(<u>物品単価表</u>にないものは、<u>最近の購入単価</u>)</p> <p>(4) [略]</p> <p>(歳出予算の流用)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 次に掲げる流用は、原則としてこれを行うことができない。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) <u>職員手当等のうち時間外勤務手当</u>に対する増額流用</p> <p>(4)～(5) [略]</p> <p>(予備費の充用)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2 前条第2項及び<u>第3項</u>の規定は、前項の規定により<u>予備費充用申請書の提出</u>があったときに準用する。</p> <p>(科目の新設)</p> <p><u>第21条</u> 予算の流用により新設することができる科目は、目節及び細節とする。</p>	<p>(予算見積書作成上の留意事項)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 物品については、<u>法制契約課長</u>が作成する最近の<u>単価表</u>による単価(<u>単価表</u>にないものは、<u>最近徴した見積書</u>による額)</p> <p>(4) [略]</p> <p>(歳出予算の流用)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p><u>4 前2項の規定による会計管理者への通知は、財務会計システムへ登録する方法により行うものとする。</u></p> <p>5 次に掲げる流用は、原則としてこれを行うことができない。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) <u>報酬のうち時間外勤務手当等相当報酬</u>に対する増額流用</p> <p>(4) <u>職員手当等のうち、時間外勤務手当等及び会計年度任用職員時間外勤務手当等に対する増額流用</u></p> <p>(5)～(6) [略]</p> <p>(予備費の充用)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2 前条第2項及び<u>第4項</u>の規定は、前項の規定による<u>提出があった場合</u>に準用する。</p> <p>(科目の新設)</p>

<p>2 部長は、歳入予算の科目を新設しようとするときは、<u>予算科目新設調書を企画財務部長に提出しなければならない。</u></p> <p>3 企画財務部長は、前項の規定に基づき提出を受けたときは、これを審査し、<u>必要な調整をした後、当該部長及び会計管理者に通知しなければならない。</u></p> <p>[別表第1 別記] [別表第2 別記]</p>	<p><u>第21条</u> 部長は、歳入予算の科目を新設しようとするときは<u>歳入予算科目新設依頼書を、歳出予算の科目を新設しようとするときは歳出予算科目新設依頼書を、企画財務部長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 企画財務部長は、前項の規定による提出を受けたときは、これを審査し、<u>適当と認めるときは、科目の新設を決定し、歳入予算の科目の新設にあつては当該提出をした部長及び会計管理者に、歳出予算の科目の新設にあつては当該提出をした部長に、その旨を通知するものとする。</u></p> <p>[別表第1 別記] [別表第2 別記]</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。</p> <p>4 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>5 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。</p> <p>6 表の改正規定において、改正前の欄中のけい線に対応する改正後の欄中のけい線がない場合には、当該けい線を削る。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第23条、第26条関係)

区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類	備考	会計管理者の確認を要するもの
1～2	[略]				
3	職員手当	[略]			
4～6	[略]				
7	賃金	雇入れのとき 賃金単価雇用人員 雇用期間の積算額	雇用決議書 支給調書		
8	報償費	[略]			

9 旅費	[略]		請求書、旅行命令書	
10~12 [略]				
13 委託料	[略]		契約書、請け書、見積書	[略]
14~15 [略]				
16 原材料費	[略]		契約書、請け書、見積書	
17 [略]				
18 備品購入費	契約締結のとき	契約金額	契約書、請け書、見積書	[略]
19~28 [略]				

[改正後 別記]

別表第1(第23条、第26条関係)

区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類	備考	会計管理者の確認を要するもの
1~2 [略]					
3 職員手当等	[略]				
4~6 [略]					
7 報償費	[略]				
8 旅費	[略]		請求書、旅行命令書、支給調書		
9~11 [略]					
12 委託料	[略]		契約書、請け書、見積書、請求書	[略]	
13~14 [略]					
15 原材料費	[略]		契約書、請け書、見積書、請求書		
16 [略]					
17 備品購入費	契約締結のとき又は請求のあったとき	契約金額又は請求のあった額	契約書、請け書、見積書、請求書	[略]	
18~27 [略]					

[改正前 別記]

別表第2(第23条関係)

区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な書類	備考
[略]				

[改正後 別記]

別表第2(第23条関係)

区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な <u>主な書類</u>	備考
[略]				

那覇市規則第14号  
令和 5 年 3 月 31 日  
公 布 済

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚



那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(昭和47年那覇市規則第20号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(介護を行う職員の早出遅出勤務又は深夜勤務若しくは時間外勤務の制限)</p> <p>第16条 第10条、第11条(第1項第3号から第5号までを除く。)、第13条及び第14条(第1項第3号から第6号までを除く。)の規定は、<u>条例第6条の2第2項の要介護者を介護する職員</u>について準用する。この場合において、第11条第1項第1号及び第14条第1項第1号中「子」とあるのは「<u>要介護者</u>」と、第11条第1項第2号及び第14条第1項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「<u>要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>[別表第2 別記]</p>	<p>(介護を行う職員の早出遅出勤務又は深夜勤務若しくは時間外勤務の制限)</p> <p>第16条 第10条、第11条(第1項第3号から第5号までを除く。)、第13条及び第14条(第1項第3号から第6号までを除く。)の規定は、<u>要介護者(条例第6条の2第2項の要介護者をいう。以下同じ。)</u>を介護する職員について準用する。この場合において、第11条第1項第1号及び第14条第1項第1号中「子」とあるのは「<u>要介護者</u>」と、第11条第1項第2号及び第14条第1項第2号中「<u>子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった</u>」とあるのは「<u>要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>[別表第2 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p>	

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第2(第15条、第21条の2、第23条、第25条関係)

号	休暇を受ける場合	期間
[略]		
23	疾病、負傷等により日常生活を営むのに支障がある同居の親族等の介護等を行う場合	1の年度において、1日又は1時間を単位として、当該親族等が1人の場合は5日以内、2人以上の場合は10日以内
[略]		

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第2(第21条の2、第23条、第25条関係)

号	休暇を受ける場合	期間
[略]		
23	要介護者の介護、要介護者の通院の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行う場合	1の年度において、1日又は1時間を単位として、当該要介護者が1人の場合は5日以内、2人以上の場合は10日以内
[略]		

備考 [略]

那覇市規則第15号  
令和5年3月31日  
公 布 済

那覇市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

## 那覇市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市職員退職手当支給条例施行規則(昭和47年那覇市規則第43号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次 第1章～第4章 [略]</p> <p>付則 (退職手当額の決定及び通知)</p> <p>第2条 任命権者は、職員が退職し、又は死亡したときは、その者に係る退職手当額を決定し、当該退職手当を受けるべき者に対し、退職手当支給額決定通知書(第1号様式)及び退職手当支給額計算書(第2号様式)により通知するものとする。 (退職手当の請求手続)</p> <p>第3条 職員が退職したときは、その者(死亡による退職の場合にあってはその遺族)は、那覇市会計規則(1971年那覇市規則第11号)に定める請求書に次の各号に掲げる場合には当該各号に掲げる書類を添付して任命権者に提出しなければならない。</p> <p>(1) 勤続20年未満であって公務に起因しない傷病により退職する場合 医師の診断書(第3号様式)</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>2 [略] (退職勧奨の記録)</p> <p>第5条 条例第8条に規定する<u>勸奨</u>(以下「<u>退職勧奨</u>」という。)の記録は、任命権者が作成する。</p> <p>2 <u>退職勧奨の記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</u></p> <p>(1) 氏名及び生年月日</p> <p>(2) 採用年月日及び退職年月日並びに勤続期間</p>	<p>目次 第1章～第4章 [略] <u>第5章 雑則(第35条)</u></p> <p>付則 (退職手当額の決定及び通知)</p> <p>第2条 任命権者は、職員が退職し、又は死亡したときは、その者に係る退職手当額を決定し、当該退職手当を受けるべき者に対し、退職手当支給額決定通知書及び退職手当支給額計算書により通知するものとする。 (退職手当の請求手続)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(1) 勤続20年未満であって公務に起因しない傷病により退職する場合 医師の診断書</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>2 [略] (退職勧奨の記録)</p> <p>第5条 条例第8条に規定する記録は、<u>退職勧奨の記録により任命権者が作成する。</u></p>

(3) 退職の日における所属部課、職名、  
給料月額及び年齢

(4) 退職勸奨を行った年月日及びその  
理由

(5) 退職勸奨に対する職員の応諾の年  
月日

(6) その他参考となるべき事項

3 退職勸奨の記録の様式は、第4号様式と  
する。

4～5 [略]

(受給資格証の交付等)

第10条 任命権者は、条例第14条第1項又は第3項の規定による退職手当(以下「基本手当に相当する退職手当」という。)の支給を受ける資格を有している者(以下「受給資格者」という。)に対して、失業者退職手当受給資格証(第5号様式。以下「受給資格証」という。)を交付しなければならない。

2 [略]

3 受給資格者は、受給資格証の交付を受けた後、氏名又は住所若しくは居所を変更した場合は、受給資格者(氏名・住所)変更届(第5号様式の2)に、氏名又は住所若しくは居所の変更の事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて、変更後最初に失業の証明を受ける日に元の任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

4 [略]

(受給期間延長の申出)

第11条 条例第14条第1項の規定による申出は、受給期間延長申請書(第6号様式)に受給資格証を添えて任命権者に提出することによって行うものとする。ただし、受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

2～3 [略]

(受給資格証の交付等)

第10条 任命権者は、条例第14条第1項又は第3項の規定による退職手当(以下「基本手当に相当する退職手当」という。)の支給を受ける資格を有している者(以下「受給資格者」という。)に対して、失業者退職手当受給資格証(以下この条から第22条までにおいて「受給資格証」という。)を交付しなければならない。

2 [略]

3 受給資格者は、受給資格証の交付を受けた後、氏名又は住所若しくは居所を変更した場合は、受給資格者(氏名・住所)変更届に、氏名又は住所若しくは居所の変更の事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて、変更後最初に失業の証明を受ける日に元の任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

4 [略]

(受給期間延長の申出)

第11条 条例第14条第1項に規定する申出は、受給期間延長等申請書に医師の証明書その他の同項に規定する理由に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて元の任命権者に提出することによって行うものとする。ただし、受給資格証を添えて提出す

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2 <u>前項に規定する</u>申出は、条例第14条第1項に規定する理由に該当するに至った日の翌日から、基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日までの間(同項の規定により加算された期間が4年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間)にしなければならない。ただし、天災<u>その他</u>申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>3 <u>前項ただし書の場合における第1項に規定する</u>申出は、当該理由がやんだ日の翌日から起算して7日以内にしなければならない。</p> <p>4 <u>任命権者は、第1項に規定する申出をした者が条例第14条第1項に規定する理由に該当すると認めるときは、その者に受給期間延長通知書(第7号様式)を交付するとともに、台帳及び受給資格証に必要な事項を記載し、当該受給資格証を返付しなければならない。</u></p> <p>5 <u>前項の規定により受給期間延長通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかにその旨を任命権者に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、任命権者は、台帳及び提出を受けた書類に必要な事項を記載し、当該書類を返付しなければならない。</u></p> | <p>ることができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。</p> <p>2 <u>前項の申出は、当該申出に係る者が条例第14条第1項に規定する理由に該当するに至った日の翌日から、基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日までの間(同項の規定により加算された期間が4年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間)にしなければならない。ただし、天災その他の申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。</u></p> <p>3 <u>前項ただし書の場合における第1項の申出は、天災その他の申出をしなかったことについてやむを得ない理由を証明することができる書類を添えて、当該理由がやんだ日の翌日から起算して7日以内にしなければならない。</u></p> <p>4 <u>元の任命権者は、第1項の申出をした者が条例第14条第1項に規定する理由に該当すると認めるときは、台帳に必要な事項を記載した上、その者に受給期間延長等通知書を交付しなければならない。この場合(第1項ただし書の規定により受給資格証を添えないで同項の申出を受けたときを除く。)</u>において、元の任命権者は、受給資格証に必要な事項を記載した上、当該受給資格証を返付しなければならない。</p> <p>5 <u>前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を元の任命権者に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、これらの書類を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これらを提出しないことができる。</u></p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

<p>(1) <u>受給期間延長申請書の記載内容に重大な変更があった場合 受給期間延長通知書</u></p> <p>(2) <u>条例第14条第1項に規定する理由がやんだ場合 受給期間延長通知書及び受給資格証</u></p> <p>6 <u>第1項ただし書の規定は、前項の場合について準用する。</u></p>	<p>(1) <u>その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があった場合 交付を受けた受給期間延長等通知書</u></p> <p>(2) <u>条例第14条第1項に規定する理由がやんだ場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証</u></p> <p>6 <u>元の任命権者は、前項の規定による届出があったときは、台帳及び提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、当該書類を返付しなければならない。</u></p> <p>7 <u>第1項の申出並びに第5項の規定による届出及び提出は、代理人に行わせることができる。この場合において、代理人は、その資格を証明する書類を元の任命権者に提出しなければならない。</u> <u>(条例第14条第4項の規則で定めるもの)</u></p> <p>第11条の2 <u>条例第14条第4項の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する事業とする。</u></p> <p>(1) <u>その事業を開始した日又はその事業に専念し始めた日から起算して、30日を経過する日が、条例第14条第1項に規定する支給期間の末日後であるもの</u></p> <p>(2) <u>その事業について当該事業を実施する受給資格者が第22条第1項第1号アに規定する就業手当又は同号イに規定する再就職手当の支給を受けたもの</u></p> <p>(3) <u>その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないと元の任命権者が認めたもの</u> <u>(条例第14条第4項の規則で定める職員)</u></p> <p>第11条の3 <u>条例第14条第4項の規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</u></p> <p>(1) <u>条例第14条第4項に規定する退職の日以前に同項に規定する事業を開始し、当該退職の日後に当該事業に専念する職員</u></p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 前号に掲げる者のほか、元の任命権者が認める職員

(支給の期間の特例の申出)

第11条の4 次の各号に掲げる職員による当該各号に定める申出は、受給期間延長等申請書に登記事項証明書その他当該各号に掲げる職員に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて元の任命権者に提出することによって行うものとする。第11条第1項ただし書の規定は、この場合について準用する。

(1) 条例第14条第4項に規定する退職の日後に同項に規定する事業を開始した職員 当該事業を開始した旨の申出

(2) 前条第1号に掲げる職員 条例第14条第4項に規定する退職の日後に同号に規定する事業に専念する旨の申出

(3) 前条第2号に掲げる職員 元の任命権者が認める申出

2 前項の申出は、当該申出に係る者が当該申出に係る事実が発生した日の翌日から起算して、2月以内にしなければならない。ただし、天災その他の申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 第11条第3項の規定は、前項ただし書の場合における第1項の申出について準用する。

4 元の任命権者は、第1項の申出をした者が同項に規定する職員に該当すると認めるときは、台帳に必要な事項を記載した上、その者に受給期間延長等通知書を交付しなければならない。この場合(同項後段の規定により準用する第11条第1項ただし書の規定により受給資格証を添えないで第1項の申出を受けたときを除く。)において、元の任命権者は、受給資格証に必要な事項を記載した上、当該受給資格証を返付しなければならない。



	<p>5 <u>前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を元の任命権者に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。第11条第5項ただし書の規定は、この場合について準用する。</u></p> <p>(1) <u>その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があった場合 交付を受けた受給期間延長等通知書</u></p> <p>(2) <u>条例第14条第4項に規定する事業を廃止し、若しくは休止し、又は第1項第3号に掲げる申出の事由がやんだ場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証</u></p> <p>6 <u>元の任命権者は、前項の規定による届出があったときは、台帳及び提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、当該書類を返付しなければならない。</u></p> <p>7 <u>第11条第7項の規定は、第1項の申出並びに第5項の規定による届出及び提出について準用する。</u></p>
<p>(基本手当に相当する退職手当の支給手続)</p> <p>第14条 受給資格者は、退職後速やかにその住所又は居所を管轄する公共職業安定所(以下「管轄公共職業安定所」という。)に出頭し、受給資格証を提出して求職の申込みをするものとする。この場合において、その者が第11条第4項に規定する<u>受給期間延長通知書の交付を受けているときは、併せて提示しなければならない。</u></p> <p>2 条例第14条第1項の規定による退職手当に係る受給資格者は、待期日数の経過後速やかに元の任命権者に失業認定申告書(第8号様式)に受給資格証を添えて提出した上、待期日数の間における失業の証明を受けなければならない。</p> <p>3 受給資格者が基本手当に相当する退職</p>	<p>(基本手当に相当する退職手当の支給手続)</p> <p>第14条 受給資格者は、退職後速やかにその住所又は居所を管轄する公共職業安定所(以下「管轄公共職業安定所」という。)に出頭し、受給資格証を提出して求職の申込みをするものとする。この場合において、その者が第11条第4項に規定する<u>受給期間延長等通知書の交付を受けているときは、併せて提示しなければならない。</u></p> <p>2 条例第14条第1項の規定による退職手当に係る受給資格者は、待期日数の経過後速やかに元の任命権者に失業認定申告書に受給資格証を添えて提出した上、待期日数の間における失業の証明を受けなければならない。</p> <p>3 受給資格者が基本手当に相当する退職</p>

手当の支給を受けようとするときは、条例第14条第1項の規定による退職手当に係る場合にあっては前項に規定する失業の証明を受けた後に、同条第3項の規定による退職手当に係る場合にあっては第1項に規定する求職の申し込みをした後に元の任命権者の指定する日ごとに元の任命権者から失業の証明を受け、元の任命権者に失業者の退職手当請求書(第9号様式)を提出しなければならない。

## 4 [略]

(公共職業訓練等を受講する場合における届出)

第15条 受給資格者は、任命権者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第15条第3項に規定する公共職業訓練等を受けることとなったときは、速やかに公共職業訓練等受講届(第10号様式。以下「受講届」という。)及び公共職業訓練等通所届(第11号様式。以下「通所届」という。)に受給資格証を添えて元の任命権者に提出するものとする。第11条第1項ただし書の規定は、この場合について準用する。

## 2～4 [略]

(技能習得手当に相当する退職手当等の支給手続)

第16条 受給資格者は、条例第14条第7項第1号又は同条第8項第1号若しくは第2号の規定による退職手当の支給を受けようとするときは、公共職業訓練等受講証明書(第12号様式)に受給資格証を添えて元の任命権者に提出しなければならない。第11条第1項ただし書の規定は、この場合について準用する。

## 2 [略]

(傷病手当に相当する退職手当の支給手続)

第17条 受給資格者は、条例第14条第8項第3号の規定による退職手当の支給を受け

手当の支給を受けようとするときは、条例第14条第1項の規定による退職手当に係る場合にあっては前項に規定する失業の証明を受けた後に、同条第3項の規定による退職手当に係る場合にあっては第1項に規定する求職の申し込みをした後に元の任命権者の指定する日ごとに元の任命権者から失業の証明を受け、元の任命権者に失業者の退職手当請求書を提出しなければならない。

## 4 [略]

(公共職業訓練等を受講する場合における届出)

第15条 受給資格者は、元の任命権者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第15条第3項に規定する公共職業訓練等を受けることとなったときは、速やかに公共職業訓練等受講届(次項及び第3項において「受講届」という。)及び公共職業訓練等通所届(次項及び第3項において「通所届」という。)に受給資格証を添えて元の任命権者に提出するものとする。第11条第1項ただし書の規定は、この場合について準用する。

## 2～4 [略]

(技能習得手当に相当する退職手当等の支給手続)

第16条 受給資格者は、条例第14条第7項第1号又は同条第8項第1号若しくは第2号の規定による退職手当の支給を受けようとするときは、公共職業訓練等受講証明書に受給資格証を添えて元の任命権者に提出しなければならない。第11条第1項ただし書の規定は、この場合について準用する。

## 2 [略]

(傷病手当に相当する退職手当の支給手続)

第17条 受給資格者は、条例第14条第8項第3号の規定による退職手当の支給を受け

ようとするときは、傷病手当に相当する退職手当申請書(第13号様式)に受給資格証を添えて元の任命権者に提出しなければならない。第11条第1項ただし書の規定は、この場合について準用する。

2 [略]

(高年齢受給資格証の交付)

第19条 任命権者は、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受ける資格を有する者(以下「高年齢受給資格者」という。)が退職する場合においては、失業者退職手当高年齢受給資格証(第14号様式)をその者に交付しなければならない。

(高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給手続等)

第21条 [略]

2 高年齢受給資格者が高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、条例第14条第5項の規定による退職手当に係る場合にあつては前条において準用する第14条第2項の規定による失業の証明を受けた後に、条例第14条第6項の規定による退職手当に係る場合にあつては前条において準用する第14条第1項前段の規定による求職の申込みをした後に元の任命権者が指定する日に元の任命権者から失業の証明を受け、元の任命権者に高年齢求職者給付金に相当する退職手当請求書(第14号様式の2)を提出しなければならない。

3 [略]

(就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続)

第22条 受給資格者は、条例第14条第8項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める文書に、それぞれ受給資格証又は高年

ようとするときは、傷病手当に相当する退職手当申請書に受給資格証を添えて元の任命権者に提出しなければならない。第11条第1項ただし書の規定は、この場合について準用する。

2 [略]

(高年齢受給資格証の交付)

第19条 任命権者は、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受ける資格を有する者(以下「高年齢受給資格者」という。)が退職する場合においては、失業者退職手当高年齢受給資格証(次条及び第22条において「高年齢受給資格証」という。)をその者に交付しなければならない。

(高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給手続等)

第21条 [略]

2 高年齢受給資格者が高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、条例第14条第5項の規定による退職手当に係る場合にあつては前条において準用する第14条第2項の規定による失業の証明を受けた後に、条例第14条第6項の規定による退職手当に係る場合にあつては前条において準用する第14条第1項前段の規定による求職の申込みをした後に元の任命権者が指定する日に元の任命権者から失業の証明を受け、元の任命権者に高年齢求職者給付金に相当する退職手当請求書を提出しなければならない。

3 [略]

(就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続)

第22条 [略]

齡受給資格証を添えて元の任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格証又は高年齢受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

(1) 条例第14条第8項第4号の規定による退職手当のうち、次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める文書

ア 雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当(以下「就業手当」という。)に相当する退職手当 就業手当に相当する退職手当申請書(第15号様式)

イ 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第83条の4に規定する就業促進定着手当(以下「就業促進定着手当」という。)を除く。以下「再就職手当」という。)に相当する退職手当 再就職手当に相当する退職手当申請書(第15号様式の2)

ウ 就業促進定着手当に相当する退職手当 就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書(第15号様式の3)

エ 雇用保険法第56条の3第1項第2号に該当する者に係る就業促進手当(以下「常用就職支度手当」という。)に相当する退職手当 常用就職支度手当に相当する退職手当申請書(第16号様式)

(2) 条例第14条第8項第5号の規定による退職手当 移転費に相当する退職手当申請書(第17号様式)

(3) 条例第14条第8項第6号の規定による退職手当のうち、次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める文書

ア 雇用保険法第59条第1項第1号に該

(1) [略]

ア 雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当(以下「就業手当」という。)に相当する退職手当 就業手当に相当する退職手当申請書

イ 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第83条の4に規定する就業促進定着手当(以下「就業促進定着手当」という。)を除く。以下「再就職手当」という。)に相当する退職手当 再就職手当に相当する退職手当申請書

ウ 就業促進定着手当に相当する退職手当 就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書

エ 雇用保険法第56条の3第1項第2号に該当する者に係る就業促進手当(以下「常用就職支度手当」という。)に相当する退職手当 常用就職支度手当に相当する退職手当申請書

(2) 条例第14条第8項第5号の規定による退職手当 移転費に相当する退職手当申請書

(3) [略]

ア 雇用保険法第59条第1項第1号に該

当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当 求職活動支援費(広域求職活動費)に相当する退職手当申請書(第18号様式)

イ 雇用保険法第59条第1項第2号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当 求職活動支援費(短期訓練受講費)に相当する退職手当申請書(第18号様式の2)

ウ 雇用保険法第59条第1項第3号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当 求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)に相当する退職手当申請書(第18号様式の3)

## 2 [略]

(退職手当支給制限処分書の様式)

第24条 条例第16条第2項(条例第18条第5項において準用する場合を含む。)の書面の様式は、第19号様式のとおりとする。

(退職手当支払差止処分書の様式)

第25条 条例第17条第10項において準用する条例第16条第2項に規定する書面の様式は、条例第17条第1項又は第2項の規定による処分に係るものについては第20号様式、同条第3項の規定による処分に係るものについては第21号様式のとおりとする。

(退職手当返納命令書の様式)

第26条 条例第19条第6項又は条例第20条第2項において準用する条例第16条第2項に規定する書面の様式は、第22号様式のとおりとする。

(条例第21条第1項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書の様式)

第27条 条例第21条第1項の規定による通知に係る書面の様式は、第23号様式のとおりとする。

当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当 求職活動支援費(広域求職活動費)に相当する退職手当申請書

イ 雇用保険法第59条第1項第2号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当 求職活動支援費(短期訓練受講費)に相当する退職手当申請書

ウ 雇用保険法第59条第1項第3号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当 求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)に相当する退職手当申請書

## 2 [略]

(退職手当支給制限処分書)

第24条 条例第16条第2項(条例第18条第5項において準用する場合を含む。)の書面は、退職手当支給制限処分書とする。

(退職手当支払差止処分書)

第25条 条例第17条第10項において準用する条例第16条第2項に規定する書面は、条例第17条第1項又は第2項の規定による処分に係るものについては退職手当支払差止処分書、同条第3項の規定による処分に係るものについては遺族に対する退職手当支払差止処分書とする。

(退職手当返納命令書)

第26条 条例第19条第6項又は条例第20条第2項において準用する条例第16条第2項に規定する書面は、退職手当返納命令書とする。

(条例第21条第1項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書)

第27条 条例第21条第1項に規定する通知に係る書面は、那覇市職員退職手当支給条例第21条第1項に規定する懲戒免職等

(退職手当相当額納付命令書の様式)

第28条 条例第21条第7項において準用する条例第16条第2項に規定する書面の様式は、第24号様式のとおりとする。

第1号様式(第2条関係) [略]  
第2号様式(第2条関係) [略]  
第3号様式(第3条関係) [略]  
第4号様式(第5条関係) [略]  
第5号様式(第10条関係) [略]  
第5号様式の2(第10条関係) [略]  
第6号様式(第11条関係) [略]  
第7号様式(第11条関係) [略]  
第8号様式(第14条関係) [略]  
第9号様式(第14条関係) [略]  
第10号様式(第15条関係) [略]  
第11号様式(第15条関係) [略]  
第12号様式(第16条関係) [略]  
第13号様式(第17条関係) [略]  
第14号様式(第19条関係) [略]  
第14号様式の2(第21条関係) [略]  
第15号様式(第22条関係) [略]  
第15号様式の2(第22条関係) [略]  
第15号様式の3(第22条関係) [略]  
第16号様式(第22条関係) [略]

処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書とする。

(退職手当相当額納付命令書)

第28条 条例第21条第7項において準用する条例第16条第2項に規定する書面は、退職手当相当額納付命令書とする。

#### 第5章 雑則

(様式等)

第35条 別表に掲げる文書の様式及びこれらに添付すべき書類(第5条第2項、第10条第3項、第11条第1項及び第3項、第11条の4第1項、第14条第2項、第15条第1項及び第3項、第16条第1項、第17条第1項並びに第22条第1項の規定により添付すべきこととされているものを除く。)は、市長が定める。

[別表 別記]

第17号様式(第22条関係) [略]	
第18号様式(第22条関係) [略]	
第18号様式の2(第22条関係) [略]	
第18号様式の3(第22条関係) [略]	
第19号様式(第24条関係) [略]	
第20号様式(第25条関係) [略]	
第21号様式(第25条関係) [略]	
第22号様式(第26条関係) [略]	
第23号様式(第27条関係) [略]	
第24号様式(第28条関係) [略]	
備考	
<p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。</p> <p>4 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>5 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。</p> <p>6 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示に対応する改正後の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。</p>	

## 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

## [改正後 別記]

## 別表(第34条関係)

文書の名称	関係規定
退職手当支給額決定通知書	第2条
退職手当支給額計算書	第2条
診断書	第3条第1項第1号
退職勧奨の記録	第5条
失業者退職手当受給資格証	第10条、第11条第1項、第4項及び第5項第2号、第11条の4第1項、第4項及び第5項第2号、第14条第1項及び第2項、第15条、第16条、第17条、第18条並びに第22条
受給資格者(氏名・住所)変更届	第10条第3項及び第4項
受給期間延長等申請書	第11条第1項及び第5項第1号並びに第11条の4第1項及び第5項第1

	号
受給期間延長等通知書	第11条第4項及び第5項、第11条の4第4項及び第5項並びに第14条第1項
失業認定申告書	第14条第2項
失業者の退職手当請求書	第14条第3項
公共職業訓練等受講届	第15条第1項から第3項まで
公共職業訓練等通所届	第15条第1項から第3項まで
公共職業訓練等受講証明書	第16条第1項
傷病手当に相当する退職手当申請書	第17条第1項
失業者退職手当高年齢受給資格証	第19条、第20条及び第22条
高年齢求職者給付金に相当する退職手当請求書	第21条第2項
就業手当に相当する退職手当申請書	第22条第1項第1号ア
再就職手当に相当する退職手当申請書	第22条第1項第1号イ
就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書	第22条第1項第1号ウ
常用就職支度手当に相当する退職手当申請書	第22条第1項第1号エ
移転費に相当する退職手当申請書	第22条第1項第2号
求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当申請書	第22条第1項第3号ア
求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当申請書	第22条第1項第3号イ
求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当申請書	第22条第1項第3号ウ
退職手当支給制限処分書	第24条
退職手当支払差止処分書	第25条
遺族に対する退職手当支払差止処分書	第25条
退職手当返納命令書	第26条
那覇市職員退職手当支給条例第21条第1項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書	第27条
退職手当相当額納付命令書	第28条



那覇市規則第16号  
令和5年3月31日  
公 布 済

那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和48年那覇市規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第7条の2 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合又は売春防止法(昭和31年法律第118号)第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合</p> <p>別表第1(第2条の2関係)</p> <p>1 [略]</p> <p>2 物理的因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 市長の定める電離放射線(以下「放射線」という。)にさらされる業務に従事したため生じた急性放射線症、<u>皮膚かじよう等</u>の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨え死その他の放射線障害</p> <p>(6)～(13) [略]</p> <p>3 身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病</p>	<p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第7条の2 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 少年法第24条第1項の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、<u>同法第64条第1項の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第66条第1項の規定による決定により少年院に収容されている場合</u>又は売春防止法(昭和31年法律第118号)第17条第1項の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合</p> <p>別表第1(第2条の2関係)</p> <p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 市長の定める電離放射線(以下「放射線」という。)にさらされる業務に従事したため生じた急性放射線症、<u>皮膚潰瘍等</u>の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨え死その他の放射線障害</p> <p>(6)～(13) [略]</p> <p>3 [略]</p>

<p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) チェーンソー、ブッシュクリーナー、<u>さく岩機</u>等の身体に振動を与える機械器具を使用する業務に従事したため生じた手指、前腕等の<u>末しょう循環障害</u>、<u>抹消神経障害</u>又は<u>運動器障害</u></p> <p>(4)～(5) [略]</p> <p>4 化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) すず、<u>鉍物油</u>、<u>うるし</u>、<u>タール</u>、<u>セメント</u>、<u>アミン系の樹脂硬化剤</u>等にさらされる業務に従事したため生じた皮膚疾患</p> <p>(4)～(8) [略]</p> <p>5～6 [略]</p> <p>7 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病</p> <p>(1) <u>ベンジジン</u>にさらされる業務に従事したため生じた<u>尿路系しゅよう</u></p> <p>(2) <u>ペーターナフチルアミン</u>にさらされる業務に従事したため生じた<u>尿路系しゅよう</u></p> <p>(3) <u>4-アミノジフェニル</u>にさらされる業務に従事したため生じた<u>尿路系しゅよう</u></p> <p>(4) <u>4-ニトロジフェニル</u>にさらされる業務に従事したため生じた<u>尿路系しゅよう</u></p> <p>(5)～(6) [略]</p> <p>(7) 石綿にさらされる業務に従事したため生じた肺がん又は<u>中皮しゅ</u></p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) <u>塩化ビニル</u>にさらされる業務に従事したため生じた<u>肝血管肉しゅ</u></p>	<p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) チェーンソー、ブッシュクリーナー、<u>削岩機</u>等の身体に振動を与える機械器具を使用する業務に従事したため生じた手指、前腕等の<u>末しょう循環障害</u>、<u>末しょう神経障害</u>又は<u>運動器障害</u></p> <p>(4)～(5) [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) すず、<u>鉍物油</u>、<u>漆</u>、<u>タール</u>、<u>セメント</u>、<u>アミン系の樹脂硬化剤</u>等にさらされる業務に従事したため生じた皮膚疾患</p> <p>(4)～(8) [略]</p> <p>5～6 [略]</p> <p>7 [略]</p> <p>(1) <u>ベンジジン</u>にさらされる業務に従事したため生じた<u>尿路系腫瘍</u></p> <p>(2) <u>ペーターナフチルアミン</u>にさらされる業務に従事したため生じた<u>尿路系腫瘍</u></p> <p>(3) <u>4-アミノジフェニル</u>にさらされる業務に従事したため生じた<u>尿路系腫瘍</u></p> <p>(4) <u>4-ニトロジフェニル</u>にさらされる業務に従事したため生じた<u>尿路系腫瘍</u></p> <p>(5)～(6) [略]</p> <p>(7) 石綿にさらされる業務に従事したため生じた肺がん又は<u>中皮腫</u></p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) <u>塩化ビニル</u>にさらされる業務に従事したため生じた<u>肝血管肉腫</u></p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>(10) 放射線にさらされる業務に従事したため生じた白血病、肺がん、皮膚がん、<u>骨肉しゅ又は甲状腺がん</u></p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) (1)から(11)までに掲げるもののほか、<u>がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたこと</u>の明らかな疾病</p> <p>8～9 [略]</p>	<p>(10) <u>3・3'-ジクロロ-4・4' ジアミノジフェニルメタンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍</u></p> <p>(11) 放射線にさらされる業務に従事したため生じた白血病、肺がん、皮膚がん、<u>骨肉腫又は甲状腺がん</u></p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) (1)から(12)までに掲げるもののほか、<u>がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたこと</u>の明らかな疾病</p> <p>8～9 [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

那覇市規則第17号  
令和5年3月31日  
公 布 済

那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

## 那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会規則の一部を改正する規則

那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会規則(平成12年那覇市規則第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(担当事務)</p> <p>第2条 審議会は、<u>那覇市情報公開条例(平成26年那覇市条例第26号)第2条第2号及び那覇市個人情報保護条例(平成3年那覇市条例第21号)第2条第4号の実施機関の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。</u></p> <p>(1) <u>那覇市情報公開条例又は那覇市個人情報保護条例の規定によりその権限に属する事項</u></p> <p>(2) <u>情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項</u></p> <p>(3) <u>特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項の特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項</u></p> <p>(4) <u>前3号に規定するもののほか実施機関が必要と認める事項</u></p> <p>2 審議会は、<u>情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、実施機関に対し建議することができる。</u></p>	<p>(担当事務)</p> <p>第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。</p> <p>(1) <u>那覇市情報公開条例(平成26年那覇市条例第26号)第9条第2項の規定により同条例第2条第2号の実施機関から意見を聴かれた事項及び当該実施機関から諮問を受けた情報公開制度の運営に関する重要事項</u></p> <p>(2) <u>那覇市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年那覇市条例第5号)第12条の規定により同条例第2条第2号の実施機関から諮問を受けた事項</u></p> <p>(3) <u>那覇市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年那覇市条例第4号)第50条の規定により議会の議長から諮問を受けた事項</u></p> <p>(4) <u>特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項の特定個人情報ファイルの取扱いに関し意見を聴かれた事項</u></p> <p>2 審議会は、<u>情報公開制度の運営に関する重要事項については前項第1号の実施機関(議会を除く。)に、個人情報保護制度の運営に関する重要事項については同項第2号の実施機関に対し建議することができる。</u></p>

**備考**

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

**付 則**

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

那覇市規則第18号  
令和5年3月31日  
公 布 済

那覇市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚



那覇市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市国民健康保険条例施行規則(平成14年那覇市規則第57号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>付 則 (那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例付則の規則で定める日)</p> <p>4 那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例(令和2年那覇市条例第32号)付則の規則で定める日は、<u>令和5年3月31日</u>とする。</p>	<p>付 則 (那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例付則の規則で定める日)</p> <p>4 那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例(令和2年那覇市条例第32号)付則の規則で定める日は、<u>令和5年5月7日</u>とする。</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則  
この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第19号  
令和5年3月31日  
公 布 済

那覇市公共事業評価監視委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市公共事業評価監視委員会規則の一部を改正する規則

那覇市公共事業評価監視委員会規則(平成14年那覇市規則第67号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>都市みらい部都市計画課</u> において処理する。	(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>まちなみ共創部技術総務課</u> において処理する。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

那覇市規則第20号  
令和5年3月31日  
公 布 済

那覇市地方独立行政法人法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

那覇市長 知念 覚

## 那覇市地方独立行政法人法の施行に関する規則の一部を改正する規則

那覇市地方独立行政法人法の施行に関する規則(平成20年那覇市規則第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)の施行に関し、地方独立行政法人法施行令(平成15年政令第486号)、地方独立行政法人法施行規則(平成16年総務省令第51号)、地方独立行政法人那覇市立病院評価委員会条例(平成19年那覇市条例第25号)及び地方独立行政法人那覇市立病院に係る重要な財産を定める条例(平成19年那覇市条例第39号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(監査報告の作成)</p> <p>第2条 法第13条第4項の規定により規則で定める事項については、この条の定めるところによる。</p> <p>2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員(監事を除く。第1号及び第5項において同じ。)は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。</p> <p>(1) 那覇市が設立した地方独立行政法人(以下「法人」という。)の役員及び職員</p> <p>(2) その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者</p> <p>3 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなく</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)の施行に関し、地方独立行政法人法施行令(平成15年政令第486号)、地方独立行政法人法施行規則(平成16年総務省令第51号)、地方独立行政法人那覇市立病院評価委員会条例(平成19年那覇市条例第25号)、地方独立行政法人那覇市立病院に係る重要な財産を定める条例(平成19年那覇市条例第39号)及び地方独立行政法人那覇市立病院の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例(令和2年那覇市条例第51号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(監査報告の作成)</p> <p>第2条 法第13条第4項に規定する監査報告は、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。</p> <p>(1) 監事の監査の方法及びその内容</p> <p>(2) 那覇市が設立した地方独立行政法人(以下「法人」という。)の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか、及び中期目標(法第25条第1項の中期目標をいう。以下同じ。)の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見</p> <p>(3) 法人の役員(監事を除く。次号及び次条第3項において同じ。)の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見</p> <p>(4) 法人の役員の職務の遂行に関し、不</p>

なるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、法人の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

5 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 監事の監査の方法及びその内容

(2) 法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか、及び中期目標(法第25条第1項の中期目標をいう。以下同じ。)の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

(3) 法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

(4) 法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

(5) 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

(6) 監査報告を作成した日

正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

(5) 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

(6) 監査報告を作成した日

(監事の責務等)

第3条 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。

(1) 法人の役員及び職員

(2) その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

2 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

3 法人の役員は、監事の職務の執行のために必要な体制の整備に留意しなければならない。

第3条～第9条 [略]

(財務諸表)

第10条 法第34条第1項の規則で定める書類は、キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

第11条～第12条 [略]らない。第4条～第10条 [略]

(財務諸表)

第11条 法第34条第1項の規則で定める書類は、キャッシュ・フロー計算書及び行政コスト計算書とする。

第12条～第13条 [略]

(会計監査報告の作成)

第14条 法第35条第1項に規定する会計監査報告は、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

(1) 会計監査人の監査の方法及びその内容

(2) 財務諸表(利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び第4号において同じ。)が法人の財政状態、運営の状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のアからウまでに掲げる意見の区分に応じ、当該アからウまでに定める事項

ア 無限定適正意見 監査の対象となった財務諸表が地方独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営の状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

イ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった財務諸表が除外事項を除き地方独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営の状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項

ウ 不適正意見 監査の対象となった

第13条～第17条 [略]

財務諸表が不適正である旨及びその理由

(3) 前号アからウまでに掲げる意見がないときは、その旨及びその理由

(4) 追記情報(正当な理由による会計方針の変更、重要な偶発事象及び後発事象その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項をいう。)

(5) 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書に関して必要な報告

(6) 会計監査報告を作成した日  
(会計監査人の責務等)

第15条 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。

(1) 法人の役員及び職員

(2) その他会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

2 前項の規定は、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

3 法人の役員は、会計監査人の職務の執行のために必要な体制の整備に留意しなければならない。

第16条～第20条 [略]

(内部組織)

第21条 法第56条の2第1号に規定する規則で定める内部組織は、現に存する理事長の直近下位の内部組織とする。

(管理又は監督の地位)

第22条 法第56条の2第2号に規定する規則で定める管理又は監督の地位は、那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇



	<u>市条例第10号)第13条第1項の管理職手当に相当する手当の支給を受ける職員とする。</u>
備考	<p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。</p>

## 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第21号  
令和5年3月31日  
公 布 済

那覇市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

## 那覇市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市情報公開条例施行規則(平成26年那覇市規則第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(公文書公開請求書)</p> <p>第3条 条例第6条第1項の公開請求は、公文書公開請求書(第1号様式)により行うものとする。</p> <p>2 条例第6条第3項の規定による補正の求めは、補正通知書(第2号様式)により行うものとする。</p> <p>3 前項の補正の求めを受けた公開請求者は、当該補正を行うときは、補正書(第3号様式)により行うものとする。</p> <p>(公開請求を拒否したときの報告)</p> <p>第4条 条例第10条第2項の規定による報告は、存否応答拒否報告書(第4号様式)により行うものとする。</p> <p>2 条例第11条第3項の規定による報告は、権利濫用に伴う公開請求拒否報告書(第5号様式)により行うものとする。</p> <p>(公開決定等の通知)</p> <p>第5条 条例第12条第1項及び第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。</p> <p>(1) 公文書の全部を公開する旨の決定をしたとき 公文書公開決定通知書(第6号様式)</p> <p>(2) 公文書の一部を公開する旨の決定をしたとき 公文書部分公開決定通知書(第7号様式)</p> <p>(3) 公文書の全部を公開しない旨の決定をしたとき 公文書非公開決定通知書(第8号様式)</p> <p>(公開決定等の期間延長通知)</p> <p>第6条 条例第13条第2項の規定による通知は、公文書公開決定等の期間延長通知書</p>	<p>(公文書公開請求書)</p> <p>第3条 条例第6条第1項の公開請求は、公文書公開請求書により行うものとする。</p> <p>2 条例第6条第3項の規定による補正の求めは、補正通知書により行うものとする。</p> <p>3 前項の補正の求めを受けた公開請求者は、当該補正を行うときは、補正書により行うものとする。</p> <p>(公開請求を拒否したときの報告)</p> <p>第4条 条例第10条第2項の規定による報告は、存否応答拒否報告書により行うものとする。</p> <p>2 条例第11条第3項の規定による報告は、権利濫用に伴う公開請求拒否報告書により行うものとする。</p> <p>(公開決定等の通知)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>(1) 公文書の全部を公開する旨の決定をしたとき 公文書公開決定通知書</p> <p>(2) 公文書の一部を公開する旨の決定をしたとき 公文書部分公開決定通知書</p> <p>(3) 公文書の全部を公開しない旨の決定をしたとき 公文書非公開決定通知書</p> <p>(公開決定等の期間延長通知)</p> <p>第6条 条例第13条第2項の規定による通知は、公文書公開決定等の期間延長通知書</p>

(第9号様式)により行うものとする。  
(公開決定等の期限特例通知)

第7条 条例第14条第1項の規定による通知は、公文書公開決定等の期限特例通知書(第10号様式)により行うものとする。  
(第三者保護に関する手続き)

第8条 [略]

2 [略]

3 条例第15条第1項及び第2項の規定による通知は、意見照会書(第11号様式)により行うものとする。

4 条例第15条第1項及び第2項の意見書は、公文書の公開に対する意見書(第12号様式)とする。

5 条例第15条第3項の規定による通知は、公文書公開決定に係る通知書(第13号様式)により行うものとする。  
(公開の方法等)

第9条 [略]

2～6 [略]

7 条例第16条第4項の規定による催告は、公文書の公開の実施に係る催告書(第14号様式)により行うものとする。

8 条例第16条第6項において準用する同条第4項の規定による催告は、納付催告書(第15号様式)により行うものとする。  
(費用の納付)

第10条 条例第17条第1項及び第25条第4項の費用は、公文書又は那覇市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に提出された意見書若しくは資料の写しの交付を受ける前に納付するものとする。

2 前項の費用の額は、別表のとおりとする。  
(審査請求)

第11条 条例第19条第1項の審査請求は、審査請求書(第16号様式)を市長に提出して行うものとする。

により行うものとする。  
(公開決定等の期限特例通知)

第7条 条例第14条第1項の規定による通知は、公文書公開決定等の期限特例通知書により行うものとする。  
(第三者保護に関する手続き)

第8条 [略]

2 [略]

3 条例第15条第1項及び第2項の規定による通知は、意見照会書により行うものとする。

4 条例第15条第1項及び第2項の意見書は、公文書の公開に対する意見書とする。

5 条例第15条第3項の規定による通知は、公文書公開決定に係る通知書により行うものとする。  
(公開の方法等)

第9条 [略]

2～6 [略]

7 条例第16条第4項の規定による催告は、公文書の公開の実施に係る催告書により行うものとする。

8 条例第16条第6項において準用する同条第4項の規定による催告は、納付催告書により行うものとする。  
(費用の納付)

第10条 条例第17条第1項に規定する写しの作成に要する費用は別表第1により算定した額とし、同項に規定する写しの送付に要する費用は送料の実費に相当する額とする。

2 前項に規定する費用は、公文書の写しの交付を受ける前に納付するものとする。  
(審査請求)

第11条 条例第19条第1項の審査請求は、審査請求書により行うものとする。

(公開の実施の停止等)

第12条 条例第15条第1項の第三者から前条の審査請求があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、公文書の公開の実施を停止するとともに、執行停止決定通知書(第17号様式)により、条例第6条第3項の公開請求者及び当該第三者に対し、その旨を通知するものとする。

(1)～(2) [略]

2 前項第1号の執行停止の申立てがなされた場合において、市長が執行停止を行わないこととしたときは、執行不停止決定通知書(第18号様式)により、当該第三者に対し、その旨を通知するものとする。

(諮問をした旨の通知)

第14条 条例第20条第3項の規定による通知は、審査会諮問通知書(第19号様式)により行うものとする。

(意見書又は資料の閲覧又は写しの交付の方法)

第15条 条例第25条第1項の意見書又は資料の閲覧又は写しの交付の方法は、当該意見書又は資料が文書又は図画の場合にあっては、次に掲げる方法とする。

(1) 当該文書又は図画の閲覧

(2) 当該文書又は図画を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものの交付

(3) 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をCD-R等の光ディスクに複写したものの交付

2 電磁的記録についての条例第25条第1項の規則で定める方法は、次に掲げる方法(審査会がその保有する処理装置により行うことができるものに限る。)とする。

(1) 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

(公開の実施の停止等)

第12条 条例第15条第1項の第三者から前条の審査請求があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、公文書の公開の実施を停止するとともに、執行停止決定通知書により、条例第6条第3項の公開請求者及び当該第三者に対し、その旨を通知するものとする。

(1)～(2) [略]

2 前項第1号の執行停止の申立てがなされた場合において、市長が執行停止を行わないこととしたときは、執行不停止決定通知書により、当該第三者に対し、その旨を通知するものとする。

(諮問をした旨の通知)

第14条 条例第20条第3項の規定による通知は、審査会諮問通知書により行うものとする。

(2) 当該電磁的記録を機器(閲覧の用に供することができるものに限る。)により再生したものの閲覧

(3) 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付

(4) 当該電磁的記録をCD-R等の光ディスクに複写したものの交付

3 前2項に定めるもののほか、審査会は、必要と認める方法により、意見書又は資料の写しの交付を行うことができる。

4 意見書又は資料を閲覧するものは、当該意見書又は資料を汚損し、又は破損することがないように丁寧に取り扱わなければならない。

5 審査会は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、意見書又は資料の閲覧を禁止し、又は中止することができる。

(情報提供)

第16条 条例第29条の文書、図画又は電磁的記録の提供の方法は、インターネットその他の情報通信の技術を利用する方法又は情報を保有する部署の窓口等に備えて一般の閲覧に供する方法により行うものとする。

(出資等法人)

第17条 条例第30条第1項の出資等法人は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人とする。

(運用状況の公表)

第18条 市長は、条例第32条の運用状況について、毎年5月末日までに、前年度における公開請求件数、公開件数、非公開件数、審査請求件数その他必要な事項について、公告するものとする。

(情報提供)

第15条 条例第23条第1項の文書、図画又は電磁的記録の提供の方法は、インターネットその他の情報通信の技術を利用する方法又は情報を保有する部署の窓口等に備えて一般の閲覧に供する方法により行うものとする。

(出資等法人)

第16条 条例第24条第1項の出資等法人は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人とする。

(運用状況の公表)

第17条 市長は、条例第26条の運用状況について、毎年6月末日までに、前年度における公開請求件数、公開件数、非公開件数、審査請求件数その他必要な事項について、公告するものとする。

(様式)

第18条 別表第2に掲げる文書の様式は、市長が定める。

<p>[別表 別記]</p> <p>第1号様式(第3条関係) [略]</p> <p>第2号様式(第3条関係) [略]</p> <p>第3号様式(第3条関係) [略]</p> <p>第4号様式(第4条関係) [略]</p> <p>第5号様式(第4条関係) [略]</p> <p>第6号様式(第5条関係) [略]</p> <p>第7号様式(第5条関係) [略]</p> <p>第8号様式(第5条関係) [略]</p> <p>第9号様式(第6条関係) [略]</p> <p>第10号様式(第7条関係) [略]</p> <p>第11号様式(第8条関係) [略]</p> <p>第12号様式(第8条関係) [略]</p> <p>第13号様式(第8条関係) [略]</p> <p>第14号様式(第9条関係) [略]</p> <p>第15号様式(第9条関係) [略]</p> <p>第16号様式(第11条関係) [略]</p> <p>第17号様式(第12条関係) [略]</p> <p>第18号様式(第12条関係) [略]</p> <p>第19号様式(第14条関係) [略]</p>	<p>[別表第1 別記]</p> <p>[別表第2 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合は、当該改正後部分を加える。</p> <p>4 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。</p> <p>5 改正後表の表示に対応する改正表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。</p> <p>6 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示に対応する改正後の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。</p>	

## 付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第10条関係)

区分					金額
写しの作成に要する費用	文書及び図画	複写機により複写した場合	用紙1面につき	白黒(A3判まで)	10円
				カラー(A3判)	80円
				カラー(A3判未満)	50円
		スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をCD-R等の光ディスクに複写した場合	用紙1面につき	光ディスク1枚につき	100円
				マイクロフィルムをA3判以下の用紙に印刷した場合	10円
	その他の場合				実費相当額
	電磁的記録	用紙に出力した場合	用紙1面につき	白黒(A3判まで)	10円
				カラー(A3判)	80円
				カラー(A3判未満)	50円
		CD-R等の光ディスクに複写した場合	用紙1面につき	光ディスク1枚につき	100円
その他の場合				実費相当額	
写しの送付に要する費用		郵便等による送付			実費相当額

[改正後 別記]

別表第1(第10条関係)

種別	写しの作成の方法			金額
文書及び図画	複写機により複写する方法	用紙1面につき	白黒(A3判以下)	10円
			カラー(A3判)	80円
			カラー(A3判未満)	50円
	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をCD-R等の光ディスクに複写する方法	用紙1面につき	光ディスク1枚につき	100円
			マイクロフィルムをA3判以下の用紙に印刷する方法	10円
その他の方法				実費相当額
電磁的記録	用紙に出力する方法	用紙1面につき	白黒(A3判以下)	10円
			カラー(A3判)	80円
			カラー(A3判未満)	50円
	CD-R等の光ディスクに複写する方法	用紙1面につき	光ディスク1枚につき	100円
			その他の方法	

[改正後 別記]

別表第2(第18条関係)

文書の名称	関係規定
公文書公開請求書	第3条第1項及び第13条第2号



補正通知書	第3条第2項
補正書	第3条第3項
存否応答拒否報告書	第4条第1項
権利濫用に伴う公開請求拒否報告書	第4条第2項
公文書公開決定通知書	第5条第1号
公文書部分公開決定通知書	第5条第2号
公文書非公開決定通知書	第5条第3号
公文書公開決定等の期間延長通知書	第6条
公文書公開決定等の期限特例通知書	第7条
意見照会書	第8条第3項
公文書の公開に対する意見書	第8条第4項
公文書公開決定に係る通知書	第8条第5項
公文書の公開の実施に係る催告書	第9条第7項
納付催告書	第9条第8項
審査請求書	第11条及び第13条第1号
執行停止決定通知書	第12条第1項
執行不停止決定通知書	第12条第2項
審査会諮問通知書	第14条

那覇市規則第22号  
令和5年3月31日  
公 布 済

那覇市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市契約規則の一部を改正する規則

那覇市契約規則(平成26年那覇市規則第59号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(最低制限価格)</p> <p>第11条 前条第2項及び第3項の規定は、政令第167条の10第2項の最低制限価格を設ける場合について準用する。</p>	<p>(最低制限価格)</p> <p>第11条 前条第2項及び第3項の規定(電子入札の場合にあつては、前条第3項の規定)は、政令第167条の10第2項の最低制限価格を設ける場合について準用する。</p>
<p>備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

那覇市規則第23号  
令和5年3月31日  
公 布 済

那覇市個人番号の利用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

## 那覇市個人番号の利用等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市個人番号の利用等に関する規則(平成27年那覇市規則第44号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>那覇市個人番号の利用等に関する規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>那覇市個人情報保護条例</u>(平成3年那覇市条例第21号。以下「<u>条例</u>」という。)別表第1から別表第3までの規定に基づき、<u>規則で定める事務及び情報について定めるものとする。</u></p> <p>(<u>条例別表第1の規則で定める事務</u>)</p> <p>第3条 <u>条例別表第1各号の規則で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる条例別表第1の号の区分に応じ、それぞれ別表第1の右欄に掲げる事務とする。</u></p> <p>(<u>条例別表第2の規則で定める事務及び情報</u>)</p> <p>第4条 <u>条例別表第2各号の規則で定める事務は、別表第2の第1欄に掲げる条例別表第2の号の区分に応じ、それぞれ別表第2の第2欄に掲げる事務とする。</u></p> <p>2 <u>条例別表第2各号の規則で定める情報は、別表第2の第1欄の号ごとに同表の第3欄に掲げる情報の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる事務の処理に関し必要となる者に係る同表の第4欄に掲げる特定個人情報(条例第8条の3第2項第1号の規定により利用する特定個人情報を除く。)</u>とする。</p> <p>(<u>条例別表第3の規則で定める事務及び情報</u>)</p> <p>第5条 <u>条例別表第3各号の規則で定める事務は、別表第3の第1欄に掲げる条例別表第3の号の区分に応じ、それぞれ別表第3の第2欄に掲げる事務とする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</u>(令和5年那覇市条例第7号。以下「<u>条例</u>」という。)の施行に<u>関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(<u>条例別表第1の規則で定めるもの</u>)</p> <p>第3条 <u>条例別表第1各号の右欄の規則で定めるものは、別表第1の左欄に掲げる条例別表第1の号の区分に応じ、それぞれ別表第1の右欄に掲げる事務とする。</u></p> <p>(<u>条例別表第2の規則で定めるもの</u>)</p> <p>第4条 <u>条例別表第2各号の中欄の規則で定めるものは、別表第2の第1欄に掲げる条例別表第2の号の区分に応じ、それぞれ別表第2の第2欄に掲げる事務とする。</u></p> <p>2 <u>条例別表第2各号の右欄の規則で定めるものは、別表第2の第1欄の号ごとに同表の第3欄に掲げる情報の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる事務の処理に関し必要となる者に係る同表の第4欄に掲げる特定個人情報(条例第3条第3項の規定により利用する特定個人情報を除く。)</u>とする。</p> <p>(<u>条例別表第3の規則で定めるもの</u>)</p> <p>第5条 <u>条例別表第3各号の第3欄の規則で定めるものは、別表第3の第1欄に掲げる条例別表第3の号の区分に応じ、それぞれ別表第3の第2欄に掲げる事務とする。</u></p>

<p>2 条例別表第3各号の規則で定める情報は、別表第3の第1欄の号ごとに同表の第3欄に掲げる情報の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる事務の処理に関し必要となる者に係る同表の第4欄に掲げる特定個人情報とする。</p>	<p>2 条例別表第3各号の第5欄の規則で定めるものは、別表第3の第1欄の号ごとに同表の第3欄に掲げる情報の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる事務の処理に関し必要となる者に係る同表の第4欄に掲げる特定個人情報とする。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

那覇市規則第24号  
令和5年3月31日  
公 布 済

那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則(令和元年那覇市規則第27号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後													
<p>(調整する職及び調整額)</p> <p>第8条 那覇市職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第6号。以下「常勤職員給与規則」という。)第8条の規定は、フルタイム職員について準用する。この場合において、<u>同条中「職員」とあるのは「任用職員」とし、「別表第1の左欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の中欄に掲げる職員の占める職」とあるのは「市長が定める職」とし、「別表第1の右欄に掲げる調整数」とあるのは「市長が定める調整数」とする。</u></p>	<p>(調整する職及び調整額)</p> <p>第8条 那覇市職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第6号。以下「常勤職員給与規則」という。)第8条第1項、第2項、<u>第4項(第1号に係る部分に限る。)</u>、第5項及び第6項の規定は、フルタイム職員について準用する。この場合において、<u>次の表の左欄に掲げる常勤職員給与規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">第8条第1項</td> <td style="width: 75%;">別表第1の左欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の中欄に掲げる職員の占める職</td> <td style="width: 20%;">市長が定める職</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8条第2項</td> <td>職員(次項に掲げる職員を除く。)</td> <td>任用職員</td> </tr> <tr> <td>別表第1の右欄に掲げる調整数</td> <td>市長が定める調整数</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8条第4項</td> <td>給料月額(前項各号に掲げる職員にあっては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額。以下この項において同じ。)</td> <td>給料月額</td> </tr> <tr> <td>次号に掲げる職員以外の職員</td> <td>任用職員</td> </tr> </table>	第8条第1項	別表第1の左欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の中欄に掲げる職員の占める職	市長が定める職	第8条第2項	職員(次項に掲げる職員を除く。)	任用職員	別表第1の右欄に掲げる調整数	市長が定める調整数	第8条第4項	給料月額(前項各号に掲げる職員にあっては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額。以下この項において同じ。)	給料月額	次号に掲げる職員以外の職員	任用職員
第8条第1項	別表第1の左欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の中欄に掲げる職員の占める職	市長が定める職												
第8条第2項	職員(次項に掲げる職員を除く。)	任用職員												
	別表第1の右欄に掲げる調整数	市長が定める調整数												
第8条第4項	給料月額(前項各号に掲げる職員にあっては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額。以下この項において同じ。)	給料月額												
	次号に掲げる職員以外の職員	任用職員												
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の</p>														



表示がない場合には、当該改正後表を加える。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

**訓 令**

那覇市訓令第 1 号  
令和 5 年 3 月 31 日  
公 表 済

個人情報保護に関する法律の一部改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

那覇市長 知念 覚

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(那覇市事務決裁規程の一部改正)

第1条 那覇市事務決裁規程(1971年那覇市訓令第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第2 別記]	[別表第2 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

[改正前 別記]

別表第2(第5条関係)

共通専決事項

項	区分	専決者
[略]		
情報公開及び個人情報保護に関する事項	[略] 那覇市個人情報保護条例(平成3年那覇市条例第21号)に基づく保有個人情報の開示、訂正又は利用の停止等の請求に対する諾否の決定及び <u>決定期間</u> の延長に関すること。	[略]

[改正後 別記]

別表第2(第5条関係)

共通専決事項

項	区分	専決者
[略]		
情報公開及び個人情報保護に関する事項	[略] 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定による保有個人情報の開示、訂正又は利用の停止等の請求に対する諾否の決定及び <u>訂正決定等又は利用停止決定等の期間の延長並びに那覇市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年那覇市条例第5号)の規定による開示決定等の期間の延長</u> に関すること。	[略]

(那覇市市政情報センター規程の一部改正)

第2条 那覇市市政情報センター規程(昭和63年那覇市訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	(定義) 第2条 [略]

(1) [略]	(1) [略]
(2) 個人情報 <u>那覇市個人情報保護条例(平成3年那覇市条例第21号)第2条第1号の個人情報</u> をいう。	(2) 個人情報 <u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報</u> をいう。
(3) 保有個人情報 <u>那覇市個人情報保護条例第2条第9号の保有個人情報</u> をいう。	(3) 保有個人情報 <u>個人情報の保護に関する法律第60条第1項に規定する保有個人情報</u> をいう。
(4) [略]	(4) [略]

備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市戸籍事務を処理する電子情報処理組織に係るデータ保護管理規程の一部改正)  
 第3条 那覇市戸籍事務を処理する電子情報処理組織に係るデータ保護管理規程(平成13年那覇市訓令第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この訓令は、戸籍事務を処理する電子情報処理組織(以下「戸籍情報システム」という。)に係るデータの保全及び保護について <u>那覇市個人情報保護条例(平成3年那覇市条例第21号)及び那覇市個人情報保護条例施行規則(平成3年那覇市規則第34号)</u> に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この訓令は、戸籍事務を処理する電子情報処理組織(以下「戸籍情報システム」という。)に係るデータの保全及び保護について <u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)</u> に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市電子情報処理システムの運営に関する規程の一部改正)  
 第4条 那覇市電子情報処理システムの運営に関する規程(平成26年那覇市訓令第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(利用の制限) 第10条 情報システム統括責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、電子情報処理システムの利用を制限することができる。 (1)～(2) [略] (3) <u>那覇市個人情報保護条例(平成3年那覇市条例第21号)</u> の規定に抵触するとき。	(利用の制限) 第10条 [略]  (1)～(2) [略] (3) <u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、那覇市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年那覇市条例第5号)及び那覇市個人情報の保護に関する法律施行細則(令和5年那覇</u>

<p>(4) [略] (電子情報処理の申請)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 前項の処理依頼書に係る業務が、<u>那覇市個人情報保護条例第9条第1項若しくは第9条の2第2項に規定する利用目的以外の目的のための利用又は同条例第9条第1項に規定する提供若しくは同条例第9条の3に規定する提供(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第11号から第14号までに該当する場合の提供に限る。)</u>を伴うものであるときは、主管課長は、当該処理依頼書に<u>那覇市個人情報保護条例施行規則(平成3年那覇市規則第34号)第22条の保有個人情報目的外利用決定通知書又は保有個人情報提供決定通知書の写しを添付しなければならない。</u></p>	<p><u>市規則第10号)の規定に抵触するおそれがあるとき。</u></p> <p>(4) <u>那覇市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例(令和5年那覇市条例第7号)及び那覇市個人番号の利用等に関する規則(平成27年那覇市規則第44号)の規定に抵触するおそれがあるとき。</u></p> <p>(5) [略] (電子情報処理の申請)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 前項の処理依頼書に係る業務が<u>個人情報の保護に関する法律第69条第2項の規定による保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用又は提供を伴うものであるときは、主管課長は、当該処理依頼書に那覇市個人情報の保護に関する法律施行細則第2条第2項の保有個人情報目的外利用(承認・不承認)通知書又は同規則第3条第2項の保有個人情報提供(承認・不承認)通知書の写しを添付しなければならない。</u></p> <p>3 <u>第1項の処理依頼書に係る業務が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第13号及び第15号から第17号までに掲げる場合の提供を伴うものであるときは、主管課長は、当該処理依頼書に当該提供について承認したことを確認できる文書の写しを添付しなければならない。</u></p>
<p>備考</p> <p>1 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

那 覇 市 訓 令 第 2 号  
那 覇 市 教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令 第 2 号  
令 和 5 年 3 月 3 1 日  
公 表 済

那覇市緑化推進本部規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 長 知 念 覚

那覇市教育委員会教育長 山城良嗣

那覇市緑化推進本部規程等の一部を改正する訓令

(那覇市緑化推進本部規程の一部改正)

第1条 那覇市緑化推進本部規程(平成11年那覇市訓令第17号、那覇市教育委員会教育長訓令第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(幹事会)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で組織し、幹事長に都市みらい部副部長を、副幹事長に<u>花とみどり課担当副参事</u>をもって充てる。</p> <p>3 幹事は、次に掲げる者をもって充てる。ただし、幹事長が必要と認めるときは、その都度他の者を加えることができる。</p> <p>防災危機管理課長、企画調整課都市みらい部担当の副参事又は主幹、資産税課長、まちづくり協働推進課長、文化財課長、商工農水課長、観光課長、環境政策課長、環境保全課長、都市計画課長、道路建設課長、道路管理課長、<u>花とみどり課長</u>、公園管理課長、まちなみ整備課長、建築工事課長、建築指導課長、生涯学習課長、施設課長、学校教育課長</p> <p>4～5 [略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 推進本部の庶務は、都市みらい部<u>花とみどり課</u>において処理する。</p>	<p>(幹事会)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で組織し、幹事長に都市みらい部副部長を、副幹事長に<u>公園建設課長</u>をもって充てる。</p> <p>3 [略]</p> <p>防災危機管理課長、企画調整課都市みらい部担当の副参事又は主幹、資産税課長、まちづくり協働推進課長、文化財課長、商工農水課長、観光課長、環境政策課長、環境保全課長、都市計画課長、道路建設課長、道路管理課長、公園管理課長、まちなみ整備課長、建築工事課長、建築指導課長、生涯学習課長、施設課長、学校教育課長</p> <p>4～5 [略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 推進本部の庶務は、都市みらい部<u>公園建設課</u>において処理する。</p>

備考

- 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

(那覇市街路樹等選定検討委員会規程の一部改正)

第2条 那覇市街路樹等選定検討委員会規程(平成23年那覇市訓令第11号、那覇市教育委員会教育長訓令第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織)	(組織)



<p>第3条 委員会は、次の者をもって組織し、委員長に都市みらい部副部長を、副委員長に都市計画課長をもって充てる。</p> <p>都市みらい部副部長、都市計画課長、環境保全課長、福祉政策課長、道路建設課長、道路管理課長、<u>花とみどり課長</u>、公園管理課長、まちなみ整備課長、建築工事課長、市営住宅課長、施設課長</p>	<p>第3条 [略]</p> <p>都市みらい部副部長、都市計画課長、環境保全課長、福祉政策課長、道路建設課長、道路管理課長、<u>公園建設課長</u>、公園管理課長、まちなみ整備課長、建築工事課長、市営住宅課長、施設課長</p>
<p>備考 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。</p>	

(那覇市生涯学習推進本部規程の一部改正)

第3条 那覇市生涯学習推進本部規程(平成24年那覇市訓令第7号、那覇市教育委員会教育長訓令第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
<p>備考 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。</p>	

[改正前 別記]  
別表(第6条関係)

部局	幹事
市長事務部局	平和交流・男女参画課長、まちづくり協働推進課長、文化財課長、なはまち振興課長、観光課長、環境政策課長、福祉政策課長、健康増進課長、こども政策課長、都市計画課長、 <u>花とみどり課長</u>
[略]	

[改正後 別記]  
別表(第6条関係)

部局	幹事
市長事務部局	平和交流・男女参画課長、まちづくり協働推進課長、文化財課長、なはまち振興課長、観光課長、環境政策課長、福祉政策課長、健康増進課長、こども政策課長、都市計画課長、 <u>公園管理課長</u>
[略]	

付 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

那覇市訓令第 3 号  
令和 5 年 3 月 31 日  
公 表 済

那覇市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 知念 覚

那覇市事務決裁規程の一部を改正する訓令

那覇市事務決裁規程(1971年那覇市訓令第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第3 別記]	[別表第3 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。 4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	

付 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第3(第5条関係)

個別専決事項

所属	事項	専決者
[略]		
納税課	[略]	
	市税の繰上げ徴収に関すること。	[略]
	市税の納税の猶予に関すること。	[略]
	[略]	
	市税の滞納処分による財産差押え(参加差押えを含む。)に関すること。	[略]
	市税の交付要求に関すること。	[略]
[略]		
こども政策課	[略]	
	軽易で定例的な児童館事務に関すること。	主査
[略]		
こども教育保育課	[略]	
[略]		

[改正後 別記]

別表第3(第5条関係)

個別専決事項

所属	事項	専決者
[略]		
納税課	[略]	
	繰上徴収に関する <u>こと。</u>	[略]
	徴収の猶予及び換価の猶予に関する <u>こと。</u>	[略]
	[略]	
	滞納処分による財産差押え(参加差押えを含む。)に関する <u>こと。</u>	[略]
	交付要求に関する <u>こと。</u>	[略]
[略]		
こども政策課	[略]	
[略]		
こども教育保育課	[略]	
	軽易で定例的な児童館事務に関する <u>こと。</u>	児童館長
[略]		

那覇市訓令第 4 号  
令和 5 年 3 月 31 日  
公 表 済

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 知念 覚

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程(昭和56年那覇市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
<p>備考</p> <p>1 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>3 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。</p> <p>4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。</p>	

付 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

号	職員の範囲	週休日	勤務時間の割り振り及び休憩時間		
1	納税課、市民税課及び資産税課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	[略]			
2	まちづくり協働推進課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	[略]	日曜日から土曜日まで	早番	8時30分から17時15分まで (11時から15時までの間で所属長の定める1時間は、休憩時間とする。)
			早番又は遅番のうちから所属長が定める。	遅番	12時15分から21時まで (16時から20時までの間で所属長の定める1時間は、休憩時間とする。)
3～5	[略]				
6	商工農水課に勤	[略]			

	務する職員のうち那覇市伝統工芸館に勤務するもの	
7	環境衛生課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	[略]
8~9 [略]		
10	こども政策課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	[略]
11~13 [略]		

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

号	職員の範囲	週休日	勤務時間の割り振り及び休憩時間
1	平和交流・男女参画課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	(1) 火曜日 (2) 4週につき4日所属長が指定する日	日曜日、月曜日及び水曜日から土曜日まで (1) 8時30分から17時15分まで (2) 13時15分から22時まで (1)又は(2)のうちから所属長が定める。 ( (1)又は(2)の場合において、11時から19時までの間で所属長の定める1時間は、休憩時間とする。 )
2	納税課、市民税課及び資産税課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	[略]	
3	まちづくり協働推進課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	[略]	日曜日から土曜日まで (1) 8時30分から17時15分まで (2) 10時30分から19時15分まで (3) 12時15分から21時まで (1)から(3)までのうちから所属長が定める。 ( (1)又は(2)の場合においては11時から15時までの間、(3)の場合においては16時から20時までの間で所属長の定める1時間は、休憩時間とする。 )
4~6 [略]			
7	商工農水課に勤務する職員のうち那覇市伝統工芸館に勤務するもの	[略]	

8	商工農水課に勤務する職員のうち那覇市IT創造館に勤務する者であって所属長が指定するもの	(1) 日曜日 (2) 土曜日	月曜日から金曜日まで 8時45分から17時30分まで (12時から13時までは、休憩時間とする。)
9	環境衛生課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	[略]	
10~11 [略]			
12	こども教育保育課に勤務する職員のうち児童館に勤務するもの	[略]	
13~15 [略]			



那覇市訓令第 5 号  
令和 5 年 3 月 31 日  
公 表 済

那覇市文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 知念 覚

## 那覇市文書取扱規程の一部を改正する訓令

那覇市文書取扱規程(平成20年那覇市訓令第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(公印及び契印の押印)</p> <p>第31条 対外文書には、那覇市公印規則(平成9年那覇市規則第10号)の定めるところにより公印を押印し、<u>契印で原議書と割印しなければならない。ただし、軽易な文書については公印又は契印を省略することができる。</u></p> <p>2 契約書<u>その他</u>とじ替えを禁ずる文書には、そのとじ目に当該文書に使用した公印で割印しなければならない。</p> <p>3 対内文書には、公印を押印しない。ただし、<u>重要文書で必要があると認める場合は、公印の押印又は契印の割印をすることができる。</u></p> <p>(文書の保存年限)</p> <p>第40条 <u>文書</u>の保存年限の種別は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(公印及び契印)</p> <p>第31条 対外文書には、那覇市公印規則(平成9年那覇市規則第10号)の定めるところにより公印を押印しなければならない。ただし、<u>儀礼的な文書、軽易な文書その他の市長が定める文書については、公印の押印を省略することができる。</u></p> <p>2 契約書<u>その他の</u>とじ替えを禁ずる文書には、そのとじ目に当該文書に使用した公印で割印しなければならない。</p> <p>3 対内文書には、公印を押印しない。ただし、<u>重要文書であって特に必要があると認めるものについては、公印を押印することができる。</u></p> <p>4 <u>公印を押印する文書は、契印で原議書と割印しなければならない。ただし、当該文書の性質又は内容により契印の割印を要しない文書については、この限りでない。</u></p> <p>(文書の保存年限)</p> <p>第40条 <u>法令に特段の定めのある場合を除き、文書</u>の保存年限の種別は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

## 付 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

那覇市訓令第 6 号  
令和 5 年 3 月 31 日  
公 表 済

那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 知念 覚

## 那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する訓令

那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程(平成26年那覇市訓令第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(工事施工能力審査及び等級格付)</p> <p>第8条 市長は、有資格者のうち建設業者について、建設工事の種類(次項及び第3項において「工種」という。)ごとに次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める数値を合計したもの(次項及び<u>第16条第3項</u>において「総合点数」という。)により工事施工能力審査を行うものとする。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(委員会の組織)</p> <p>第12条 委員会は、次の者をもって組織する。</p> <p>総務部長、まちなみ共創部長、都市みらい部長、総務部副部長、まちなみ共創部副部長、都市みらい部副部長、企画財務部副部長(企画調整課を担当する副部長)、経済観光部副部長、生涯学習部副部長、上下水道部副部長(技術部門を担当する副部長)、法制契約課長、技術総務課長、<u>建築工事課長、道路建設課長、花とみどり課長、施設課長</u></p> <p>(建設工事の発注標準)</p> <p>第15条 第8条第3項各号に定める等級の区分に対応する建設工事の発注の標準となる金額は、<u>別表のとおりとする。</u></p> <p>(業者の選定)</p> <p>第16条 [略]</p> <p><u>2 前項の場合において、等級の区分のある建設工事に係る業者の選定は、別表に定めるところにより、当該建設工事の設計額に対応する等級に格付されている者か</u></p>	<p>(工事施工能力審査及び等級格付)</p> <p>第8条 市長は、有資格者のうち建設業者について、建設工事の種類(次項及び第3項において「工種」という。)ごとに次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める数値を合計したもの(次項において「総合点数」という。)により工事施工能力審査を行うものとする。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(委員会の組織)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>総務部長、まちなみ共創部長、都市みらい部長、総務部副部長、まちなみ共創部副部長、都市みらい部副部長、企画財務部副部長(企画調整課を担当する副部長)、経済観光部副部長、生涯学習部副部長、上下水道部副部長(技術部門を担当する副部長)、法制契約課長、技術総務課長、<u>建築工事課長、道路建設課長、公園建設課長、施設課長</u></p> <p>(建設工事の発注標準)</p> <p>第15条 第8条第3項各号に定める等級の区分に対応する建設工事の発注の標準となる金額は、<u>別に定める。</u></p> <p>(業者の選定)</p> <p>第16条 [略]</p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、建設工事を指名競争入札により発注する場合における業者の選定の方法については、別に定める。</u></p>

<p><u>ら行うものとする。ただし、当該等級に属する者が少数であるときその他市長が特に必要と認めるときは、当該等級を基準として1級上位又は1級下位の等級に属する者から選定することができる。</u></p> <p><u>3 建設工事に係る業者を選定する場合において、県外事業者を選定する必要があるときは、当該県外事業者の総合点数に相当する等級に格付されたものとみなして選定することができる。</u></p> <p>別表(第15条、第16条関係) [略]</p>	
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>3 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)の表示に対応する改正後の欄中の表の表示がない場合には、当該改正表を削る。</p>	

付 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

**告 示**

那覇市告示第 588 号  
令和 5 年 3 月 24 日  
掲 示 済

市道路線の区域決定及び供用開始に関する告示

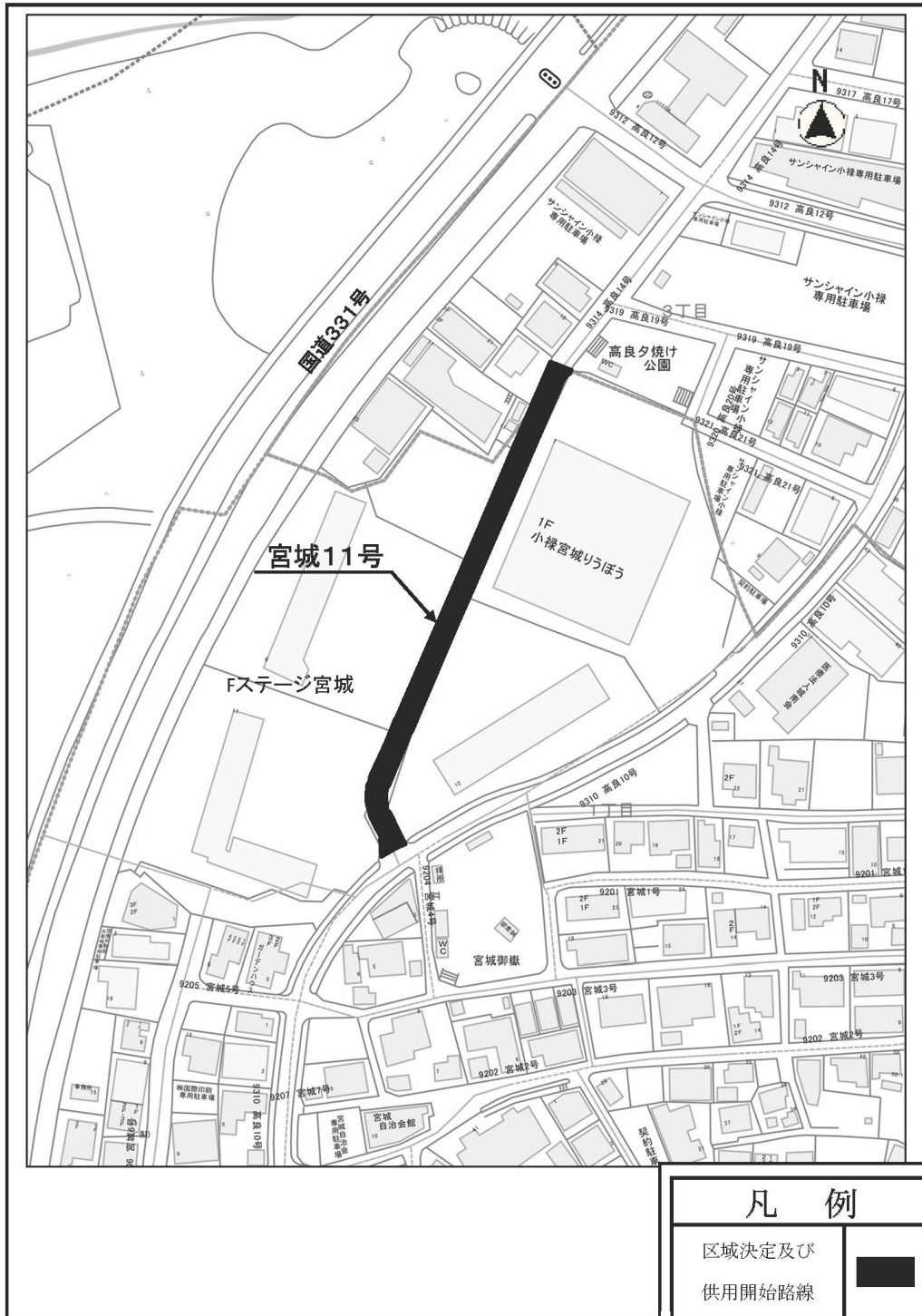
道路法（昭和27年法第180号）第18条の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のように区域決定及び供用開始する。  
その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市都市みらい部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 知念 覚

1. 区域決定及び供用開始する路線

整理 番号	路 線 名	区 間	延 長 (m)	幅 員 (m)	備 考
2371	宮城11号	宮城 1 丁目42番 9 ～宮城 1 丁目42番14	169.3	6.0	

### 市道路線の区域決定及び供用開始位置図(参考図)



那覇市告示第 597 号  
令和 5 年 3 月 28 日  
掲 示 済

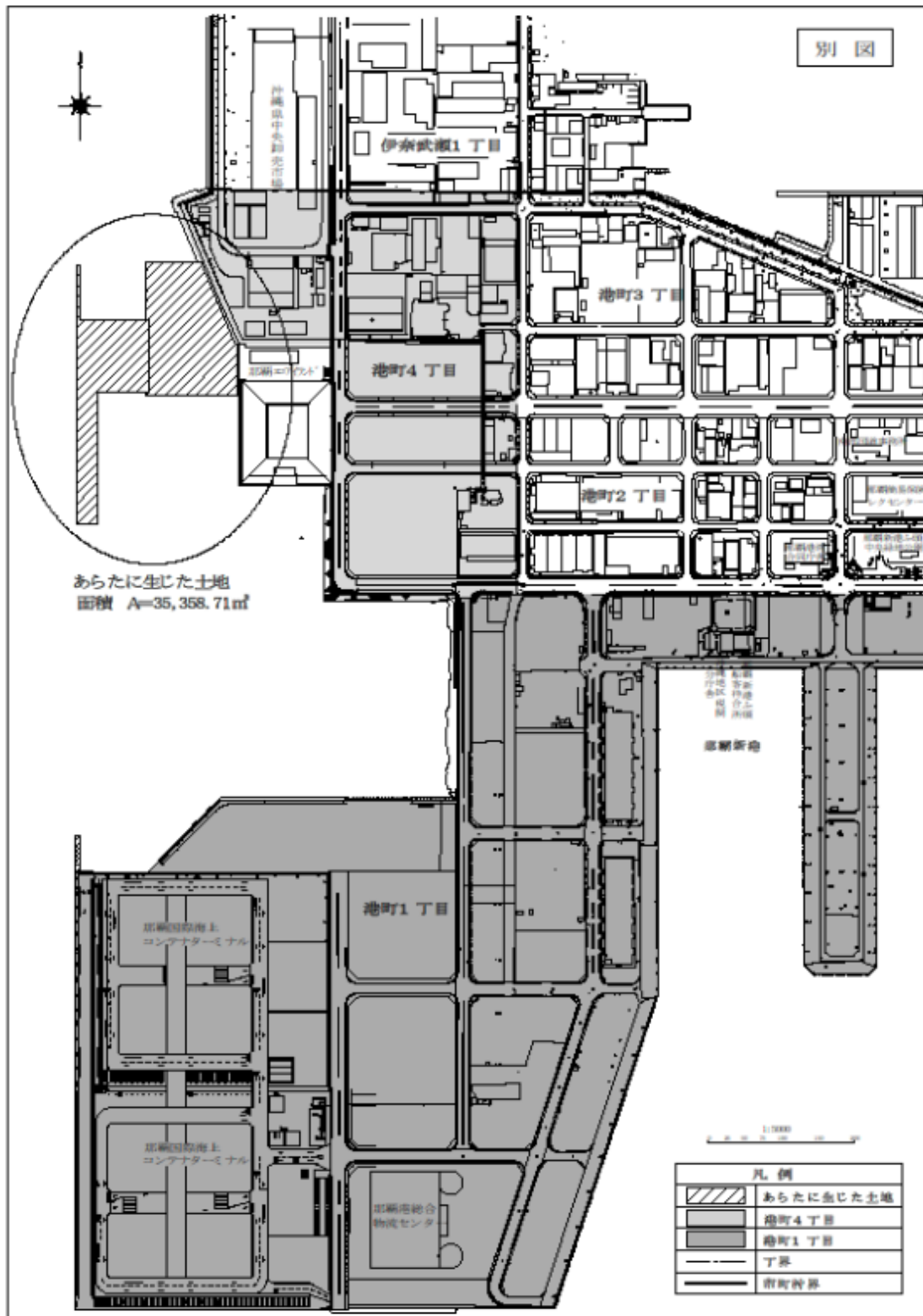
あらたに生じた土地の確認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、あらたに生じた次の土地を確認した旨届出があったため、同条第2項及び沖縄県の事務処理の特例に関する条例第2条の規定により、告示する。

- 1 土地の所在 別図の土地
- 2 地 積 35,358.71 平方メートル

那覇市長 知念 覚





那覇市告示第 598 号  
令和 5 年 3 月 28 日  
掲 示 済

町の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、次のとおり告示する。

那覇市長 知念 覚

令和 5 年 3 月 28 日那覇市告示第597号別図に示すあらたに生じた土地35,358.71平方メートルを那覇市港町4丁目の区域に編入し、その区域を変更する。

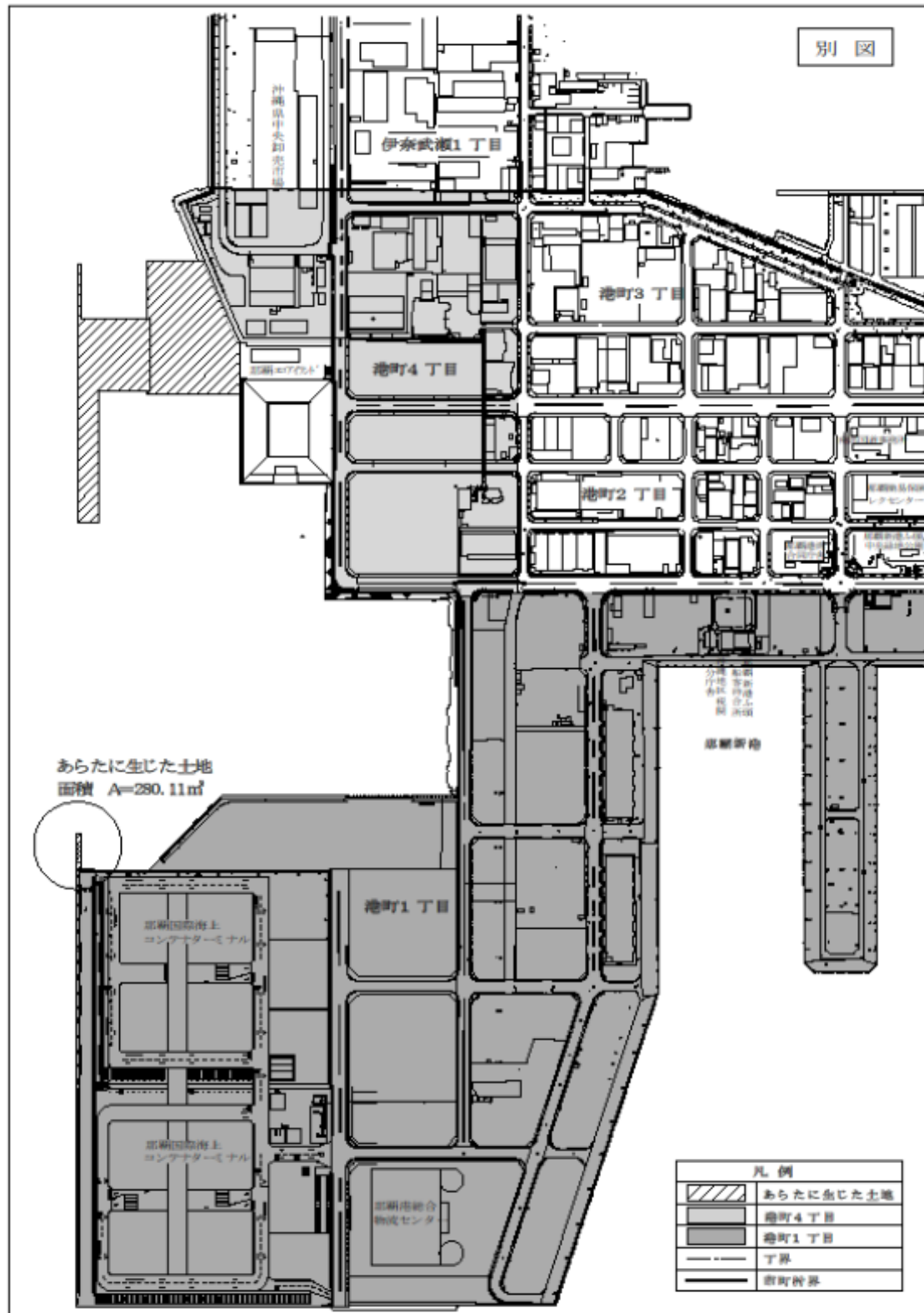
那覇市告示第 599 号  
令和 5 年 3 月 28 日  
掲 示 済

あらたに生じた土地の確認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、あらたに生じた次の土地を確認した旨届出があったため、同条第2項及び沖縄県の事務処理の特例に関する条例第2条の規定により、告示する。

- |   |       |               |
|---|-------|---------------|
| 1 | 土地の所在 | 別図の土地         |
| 2 | 地 積   | 280.11 平方メートル |

那覇市長 知念 覚



那覇市告示第 600 号  
令和 5 年 3 月 28 日  
掲 示 済

町の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、次のとおり告示する。

那覇市長 知念 覚

令和5年3月28日那覇市告示第599号別図に示すあらたに生じた土地280.11平方メートルを那覇市港町1丁目の区域に編入し、その区域を変更する。

那覇市告示第 616 号  
令和 5 年 3 月 31 日  
掲      示      済

固定資産の価格等の登録について

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 411 条第 2 項の規定により、令和 5 年度の固定資産税に係る固定資産の価格等を令和 5 年 3 月 31 日に固定資産課税台帳に登録したので、告示します。

那覇市長 知念 覚

那 覇 市 告 示 第 8 号  
令 和 5 年 4 月 1 日  
掲 示 済

那覇市母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金回収事務の私人への委託  
について

地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定により収納の事務を委託したので、同条  
第 2 項及び那覇市会計規則第 34 条第 2 項の規定により次のとおり告示します。

那覇市長 知念 覚

- 1 件 名 母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金回収業務
- 2 委託業者 名 称 株式会社沖縄債権回収サービス  
所在地 那覇市西 1 丁目 19 番 7 号 フェアービル  
代表者 代表取締役社長 宮城 博
- 3 委託期間 令和 5 年 4 月 1 日から 1 年間

那 覇 市 告 示 第 9 号  
令 和 5 年 4 月 1 日  
掲 示 済

那覇市保育所保育料等の収入事務委託について

地方自治法施行令第158条第1項及び子ども・子育て支援法附則第6条第5項により次のとおり委託したので、那覇市会計規則第34条第2項の規定に基づき告示する。

那覇市長 知念 覚

委託業者

沖縄県那覇市西1丁目19番7号  
株式会社沖縄債権回収サービス  
代表取締役社長 宮城 博

委託期間

自令和5年4月1日  
至令和6年3月31日



那 覇 市 告 示 第 1 0 号  
令 和 5 年 4 月 1 日  
掲 示 済

那覇市営住宅使用料等徴収業務委託について

地方自治法施行令第158条第2項及び那覇市会計規則第34条第2項により、次のとおり委託したので告示する。

那覇市長 知念 覚

氏 名	住 所	委 託 期 間
下地 克枝		自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日
田中 君枝		自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日

那 覇 市 告 示 第 11 号  
令 和 5 年 4 月 1 日  
掲 示 済

那覇市営住宅使用料等集金代行業務委託について

地方自治法施行令第158条第2項及び那覇市会計規則第34条第2項により、次のとおり委託したので告示する。

那覇市長 知念 覚

委託業者	住 所	委託期間
株式会社沖縄債権回収 サービス 代表取締役社長 宮城 博	那覇市 西1丁目19番7号	自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日

那 覇 市 告 示 第 1 2 号  
令 和 5 年 4 月 1 日  
掲 示 済

那覇市伝統工芸館体験教室受講料、特別展示室入館料、会議室及び  
ギャラリー使用料の収納事務委託について

標記の件について、地方自治法施行令第158条第 2 項及び那覇市会計規則第34条  
第 2 項により告示する

那覇市長 知念 覚

- |           |                                                  |
|-----------|--------------------------------------------------|
| 1 委託事務の名称 | 那覇市伝統工芸館体験教室受講料、特別展示室入館料、<br>会議室及びギャラリー使用料収納事務委託 |
| 2 受託者の住所  | 那覇市牧志三丁目 2 番10号 2 階                              |
| 3 受託者の名称  | 那覇市伝統工芸事業協同組合連合会<br>代表理事 上原 昭男                   |
| 4 委託期間    | 令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日まで                 |

那覇市告示第 13 号  
令和 5 年 4 月 3 日  
掲 示 済

那覇市生活困窮者支援会議設置要綱を次のように定める。

那覇市長 知念 覚

## 那覇市生活困窮者支援会議設置要綱

## （設置）

第 1 条 生活困窮者に対する適切な支援を図るため、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、那覇市生活困窮者支援会議（以下「支援会議」という。）を設置する。

## （定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活困窮者 法第 3 条第 1 項に規定する就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者（生活保護受給者を除く。）をいう。
- (2) 自立相談支援機関 法第 5 条に定める生活困窮者自立相談支援事業を行う者（本市においては、那覇市就職・生活支援パーソナルサポートセンター）をいう。

## （所掌事務）

第 3 条 支援会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 生活困窮者に対する支援を図るために必要な情報の交換
- (2) 生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討
- (3) その他支援会議の設置目的を達成するために必要と認められる事項

## （組織）

第 4 条 支援会議は、次に掲げる関係機関・団体に属する者その他市長が認める者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- (1) 那覇市その他関係行政機関
- (2) 自立相談支援機関
- (3) 那覇市社会福祉協議会
- (4) 民生委員児童委員協議会
- (5) 那覇公共職業安定所
- (6) 職業訓練、就労支援機関・団体
- (7) 保健、福祉、住まい、教育及び医療の関係機関・団体
- (8) 前各号に掲げるもののほか、生活困窮者の支援に関し、必要な関係機関・団体

## （総括者）

第 5 条 支援会議に総括者を置き、福祉部保護管理課長をもって充てる。

- 2 総括者は、支援会議を代表し、会務を総理する。
- 3 総括者は、指定する構成員に対し総括者の代理をさせることができる。
- 4 総括者に事故があるとき、または総括者が欠けたときは、総括者があらかじめ指定する構成員がその職務を代理する。

（支援会議の開催）

第 6 条 支援会議は、総括者が構成員のうちから支援会議の内容に応じて必要と認める者を招集するものとする。

- 2 支援会議の開催及び支援会議の資料は、非公開とする。
- 3 総括者は、支援会議を招集するときは、次に掲げる事項を書面により通知をしなければならない。

（1）法第 9 条第 1 項の支援会議であること。

（2）支援会議に出席した構成員は、法第 9 条第 5 項の守秘義務を負うこと。

（通知の手続の省略）

第 7 条 前条第 3 項の規定にかかわらず、総括者は支援会議を緊急に招集する必要があると認めるときは、同項の通知をせずに支援会議を開催することができる。この場合において、総括者は、同項各号に規定する事項を支援会議に先立って告げなければならない。

（意見の聴取等）

第 8 条 総括者は、第 3 条に掲げる事項を行うために必要があると認めるときは、法第 9 条第 3 項の規定により、関係機関等に対し、生活困窮者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（守秘義務）

第 9 条 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、法第 9 条第 5 項の規定により、正当な理由がなく、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（庶務）

第 10 条 支援会議の庶務は、福祉部保護管理課において行う。

（雑則）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、総括者が定める。ただし、組織及び運営に関し構成員から意見があった場合は、その意見を踏まえて総括者が定める。

付 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 3 日より施行する。

那 覇 市 告 示 第 3 4 号  
令 和 5 年 4 月 3 日  
掲 示 済

市町村事務の委託について

みだしのことについて、介護保険法第24条の2第5項及び介護保険法施行規則第34条の6第1項に基づき次のとおり告示する。

那 覇 市 長 知 念 覚

1. 市町村事務受託事務所の名称及び所在地  
名 称：特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ  
所在地：沖縄県那覇市西2丁目4番3号 クレスト西 205
2. 委託する市町村事務受託法人の名称及び所在地並びに代表者氏名  
名 称：特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ  
代表者：理事長 堀川 美智子  
所在地：沖縄県那覇市西2丁目4番3号 クレスト西 205
3. 委託する期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
4. 委託する市町村事務の内容  
介護保険法第24条の2第1項第1号に規定する事務  
(照会等事務)
5. 居宅サービス等の提供の有無  
無し

那 覇 市 告 示 第 59 号  
 令 和 5 年 4 月 17 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那 覇 市 長 知 念 覚

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
古謝泌尿器科クリニック	古謝 哲哉	令和 5 年 2 月 21 日
那覇市宇国場 3 7 2 番地		
がなは医院	医療法人 なごみ会	令和 5 年 3 月 1 日
那覇市三原 1 丁目 2 8 番 1 2 号		



那 覇 市 告 示 第 60 号  
 令 和 5 年 4 月 17 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

那 覇 市 長 知 念 覚

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後（ 変 更 前 ）	
訪問看護リハビリステーション happiness 古島		令和 4 年 7 月 1 日
所在地	那覇市古島 2-8-24 2階 （那覇市首里末吉町 3-56 末吉マンション 103 号室）	

那 覇 市 告 示 第 61 号  
 令 和 5 年 4 月 17 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那 覇 市 長 知 念 覚

名 称 (廃止する事業の種類)	廃止年月日
所 在 地	
那覇市地域包括支援センター城岳 (ケアマネジメント、支援)	令和5年3月31日
那覇市松尾2丁目16番45号 又吉ビル1階	
那覇市地域包括支援センター安謝 (ケアマネジメント、支援)	令和5年3月31日
那覇市安謝1-3-10 Kbuild101	

那 覇 市 告 示 第 6 2 号  
 令 和 5 年 4 月 1 7 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那 覇 市 長 知 念 覚

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 ( 変 更 前 )	
	訪問看護リハビリステーション happiness 古島	令和 4 年 7 月 1 日
所在地	那覇市古島 2-8-24 2階 (那覇市首里末吉町 3-56 末吉マンション 103号室)	

---

---

公 告

---

---

那 覇 市 公 告 第 7 号  
令 和 5 年 4 月 5 日  
掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 知念 覚

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・4・那89号城東城北線
- 2 施行者の名称 那覇市
- 3 縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 場所 那覇市都市みらい部道路建設課
  - (2) 期間 令和5年4月5日～令和8年3月31日

那 覇 市 公 告 第 8 号  
令 和 5 年 4 月 5 日  
掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 知念 覚

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・4・那88号真和志線
  
- 2 施行者の名称 那覇市
  
- 3 縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 場所 那覇市都市みらい部道路建設課
  - (2) 期間 令和5年4月5日 ～ 令和8年3月31日

